唐後半期の藩鎮辟召制についての再檢討

——淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成などを手がかりに——

渡邊孝

はじめに
Ⅰ 唐後半期の官界における幕職官の位置とその制度的特質
Ⅱ 淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成
Ⅲ 辟召におけるキャリアと「關節」
Ⅳ 藩鎮體制と在地「新興層」
おわりに

はじめに

従來、唐後半期における藩鎮幕職官の辟召制は、所謂「新興階級」の官僚機構進出の階梯としての役割を果たし、いわば「貴族制に對するアンチテーゼ」としての史的意味を擔ったものとして評價されて來た。それは徐々に唐朝「官僚貴族制」を蠶食して崩壞に追い込み、そのつまる所「唐末五代を通じて何回となく繰り返された辟召の最後の段階の被辟召者層が宋の士大夫層」であったという理解(1)は、所謂「唐宋變革」論の視座からして、まことに魅力的なものに映ずる。しか

し、だとすれば藩鎮辟召制は、唐朝「官僚貴族制」に對して確實に遠心的方向に作用したと考えられるが、事實としては安史の亂以降、唐朝「官僚貴族制」の支配はなお一五〇年に亙って續いたのであり——それは安史の亂に至る唐前半期に優に匹敵する——、近年ではむしろその持續性に注目し、かかる「持續」を可能にした政治・制度的枠組みに光を當てる研究も進められるようになってきた(2)。筆者もまた近年、藩鎮辟召制が當時の中央官制と有機的にリンクされ、幕職官はエリート・コースとも稱すべき普遍的昇達ルートの一環として位置づけられていたことなどを論じた(3)。小稿は、そこで得られた知見を踏まえた上で、その制度的內實についてより一層の解明を加えると同時に、果たして如何なる階層の者が幕職官として辟召されたのかを、當時の社會經濟の先進地帶であった淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成などを手がかりとして檢證し、該時期における藩鎮辟召制の實相や歷史的意義について再檢討を試みるものである。

I　唐後半期の官界における幕職官の位置とその制度的特質

最初に、唐後半期における藩鎮幕職官の實像について、前稿で明らかにし得た點を中心に、そこで紹介し得なかった史料も擧げつつ、簡單に振り返っておきたい。

まず確認すべきは、唐後半期の士人にとって藩鎮幕職官勤務は完全に常態と化しており、登龍門たる進士登第の後、「八儁」やそれに次ぐ校書郎や祕書正字といったエリート・ポスト(4)に釋褐した者が藩府の辟召に應じる例も少なくなかったという事實である(5)。代宗～憲宗朝における宰相就任者の藩鎮幕職官經驗者は實に73%の高率に達する(6)。このようにエリート官僚、或はその豫備軍と呼び得る層が敢然と藩鎮の辟召に身を投じて行った背景には、まずもって當時の慢性的ポスト不足による銓選の澁滯と、「循資格」の制による官途の迂遠があり(7)、幕職入仕は、これを回避するバイパス・ルートとしての役割を果たしていたことが考えられる。そして、これに呼應するように、幕職官には樣々な官制上の優遇規定が設けられていたのであった。

その一は、検校・兼・試官の奏請と改轉に關するものである。元來が「令外」の存在である幕職官には律令官制上の地位を表示する肩書きとして検校・兼・試の朝官（職事官）が付與された。[8] これは無論名目上の虚銜であるが、しかし形としては歴とした朝廷の職事官の肩書きを帶びることとなり、しかもあたかも正員の官と同樣、[9] 昇進やその後の官途に影響を及ぼす官資として通用した點に大きな意味があった。また、これら検校・兼・試官は、府主である藩帥の奏請によって昇進可能であった。いま墓誌史料より敢えて無名の官人を以てその一例を徵せば、以下の如くである。

進士高第、……太子正字に調補せらる。故鄂岳觀察使何公士幹、辟して推官と爲し、太常寺協律郎に改めらる。大理評事、兼監察御史、本道觀察支使を歷し、殿中侍御史に遷り、侍御史に轉ず。[10] 十數年閒、麾管清靜たるは、亦た佐幕の功なり。

（『隋唐五代墓誌匯編（洛陽一二）』「鄭高墓誌」貞元二十一年＝八〇五）

すなわち鄭高は十數年のうちに、鄂岳觀察使幕下の推官・觀察支使を勤めながら、太常寺協律郎→大理評事→兼監察御史→殿中侍御史→侍御史と、職事官の官資を順調に上昇させている。鄭高の場合、「十數年」で四遷と、ほぼ規定通りの昇遷ペースであったが、[11] 實際にはかかる検校・兼・試官の昇遷は、府主の奏請によって「超越」的に行われることも稀ではなく、規定より短い期閒で改轉されることもほとんど常態と化していたと覺しい。[12] また、鄭高の歴した検校・兼・試官の主軸をなす御史臺の官は、周知の如く「清官」と目され、[13] 官資として極めて重んじられる地位にあるものである。こうした幕職下における検校・兼・試の官資は、その官人が（後述する冬薦などによって）朝廷の正員官に任命される場合、實際に勘案の對象とされたと考えられる。すなわちこれらの検校・兼・試官は、官途の上においてはただの虚銜ではなく、實際上の效力をもっていたのである。幕職官には朝廷から見て地方監察の任務が含意されていたためか、一般に御史臺や大理寺系統の官が付與される例が極めて多いが、と同時に、これは幕職官に對する厚遇を示すためのものでもあったろう。幕職官に與えられる検校・兼・試官としての御史臺・大理寺以外に目につくのは、校書郎や正字、員外郎・郎中といった、やはりエリート・ポストに屬するものなのである。[14] こうした幕職官に對する厚遇の一背景には、恐らく六朝期の

「賓佐」のイメージの残像があったと思われる。河南副元帥李光弼が幕僚に「禮を盡くして答拜す」るのを見て吃驚した軍人あがりの淄青節度使田神功が、歸藩後判官の劉位に問いただした所、位は「判官は是れ幕賓なれば、使主、受拜の禮無し」と答えたため、神功は非禮を謝して一々幕僚に答拜して回ったといい（『封氏聞見記』九　遷善）、陝府錄事參軍裴澥は陝虢觀察使李勉の宴會に招かれたがついに赴かず、翌朝勉の詰問に對し「中丞の使府、自ら賓僚有り。某は走吏なり。安んぞ之と同じうするを得んや」と答えたので、勉は謝罪の後あらためて「邊かに駕を命じて之を訪い、拜して置くに賓席に在らしめんことを請う」たという（趙璘『因話錄』三）。いずれも幕職官の地位の高さを窺わせるに足ろう。

さてしかし、幕職官厚遇に藏せられたより重要な意義は、幕職と中央朝廷官職との間に恒常的なリクルート回路を確保し、幕職官を中央官僚機構に繋ぎ留めることにあったと考えられる。そして、それは幕職官に對する優遇規定のその二たる「冬薦」の制度に密接に關わるものであった。「冬薦」とは中書門下（宰相）に選任權がある八品以上常參官について、現任官に薦擧させるもので、德宗の貞元四～九年（七八八～七九三）にかけて、薦擧の時期（冬季）、推薦資格を有する官の範圍、推薦の上限人數、被薦者に對する口頭試問と評定制度などが定められ、制度として確立されたものである(15)。この制度の重要なポイントは「諸道觀察使及び州府の長史」に薦擧の枠が與えられたことであり(16)、これによって諸道觀察使すなわち藩鎭使府下の幕職官を朝廷の正員官にリクルートする回路が制度的に確立されたことである。被薦者の評定と官の注擬に當たっては、當然各人の有する官資が大きく考慮された筈であり、この點、檢校・兼・試とはいえ清要な官資を保有する幕職官にとっては、極めて有利な制度であったと考えられる。かくして正史の列傳等に頻出する、藩府から「入朝して○○と爲る」――例えば「淮蔡・許昌・梓潼・興元四府を歷佐し、累奏されて兼監察御史たり。入朝して殿中と爲る」（『舊唐書』一六三　王質傳）、「三たび諸侯の府を佐け、殿中侍御史を得、緋袋を賜はる。入朝して右補闕と爲る」（同一七二　牛徽傳）、「王播・段文昌相ひ繼いで西蜀に鎭するに、商皆な職を佐けて記室と爲り、禮部員外郎に累改さる。入朝して工部員外郎と爲る」（同一七六　盧商傳）――といった記述には、冬薦制による入朝授官を指すケースがかなりあったで

あろうと考えられる。ここで注目すべきは、各人の「兼監察御史」「殿中侍御史」「禮部員外郎」といった、幕職時代の清要な檢校・兼・試官が、入朝後の「殿中（侍御史）」「右補闕」「工部員外郎」という、清要なる朝廷の正員官にそのまま接合していることである。(17) 入朝前の帶銜が檢校・兼・試という點を除けば、これらの官歷はあの「八儁」乃至それに次ぐコースの上に見事に乘っているのである。これは前述のように幕職官が「賓僚」としての待遇を受けていたことや、幕職の中でも文筆を司る掌書記や觀察支使など「記室」の職は名譽あるポストと目されていたこと——李翺『卓異記』は盧簡能・簡辭・弘止・(18) 簡求四兄弟がそれぞれ夏州・河孟・昭義・鄂州において「皆な掌記に任ぜら」れたことを以て「按ずるに、使下の書記は必ず文學有りて時稱を得たる者を擇びて之に任ず。盧簡能兄弟四人、並びに嘉選に當たる。時に亦た無比」と記す——からすれば、異とするには當たるまい。幕職の才彥は朝廷のエリート・ポストにこそリクルートされたのである。とすれば、

> 今の俊乂は先ず征鎭に辟せられ、次いで朝廷に升る。故に幕府の選は臺閣を下ること一等にして、異日入りて大夫公卿と爲る者、十に八九たり。（白居易『白氏長慶集』四九「温堯卿等授官賜緋充澧景江陵判官制」）

是に由り方面の威權は益々重く、游宦の士は朝廷を以て閒地と爲し、幕府を謂ひて要津と爲すに至る。遷騰倏忽にして、坐して郎省に致ればなり。（『唐語林』八　補遺）

の如く、幕職官がむしろ昇達の捷路と目されていることも決して故なしとしないのである。

次に幕職からの入朝とは逆のベクトル、すなわち見任の朝廷の正員官が藩府に辟召されるケースについても觸れておかねばならない。宰相や宰相候補と目される高級官僚の出鎭ともなれば、その辟を受けてパトロンとの私的コネクションを培うことは、將來豫想される宰相への返り咲きや入相の際の引薦をはじめとして、有形無形様々のメリットが期待されたことであろう。さればこそ、王起（藍田尉→李德裕に辟され淮南節度掌書記。『舊唐書』一六四）、盧簡能（殿中侍御史→牛僧孺に辟され山南東道觀察判官。同一六三）、柳公綽（吏部員外郎→武元衡に辟され西川「判官」。(19) 同一六五）、李石（兵部郎中→令狐楚に辟

され太原節度副使。同一七二）のように、幾尉や御史・郎官といったエリート・ポスト在任者が敢然と藩府の辟召に應じて行ったのであろう。見任の御史・郎官を辟召することについては度々禁令が出されているが、一向に效果はなかったようである。[20] あまつさえ、宰相の出鎭の際には見任の朝官を辟召することが公認されていた上、[21]「故事、赤尉の相府に從ふは朱紱・殿中を得」（『金石萃編』一一七「孔紓墓誌」咸通十五年＝八七四）といった文言を見れば、見任官が辟召された場合の檢校・兼・試官や賜服については、殆んど定例と稱すべき規定が出來上がっていたことが窺われる。これは「盧公（商）大政を秉執して廟算に歸す。府君相幕の禮例を以て、合に優陞を得るべく、遂に太常寺協律郎に除せらる」（『匯編（洛陽一五）』「孫讓墓誌」年次不詳）とある府主入相時の舊幕職官（いわゆる故吏）引薦慣行「相幕の體例」なる表現と好一對をなすものであろう。かくして、

○李方玄：進士登第（寶曆二）→祕書省校書郎→「以協律郎爲江西觀察支〔衍〕使裴誼（大和四～七）觀察判官」→「裴公移宣城（大和七）授大理評事・團練判官」→「尙書馮公宿自兵部侍郎節鎭東川（大和九～開成元）以監察裏行爲觀察判官」→「不一歲、御史府取爲眞御史」→左補闕→「丞相（李）固言以門下侍郎出鎭西蜀（開成二～會昌元）…以檢校禮部員外郎參節度軍謀事」→「徵拜起居郎」（杜牧『樊川文集』八「唐故處州刺史李君墓誌銘幷序」）

といった例が典型的に示すように、唐後半期における官人（特に進士登第、釋褐祕校から淸要官に至るような上層官人）においては、幕職→入朝→幕職→入朝の如く、いわばジグザグ・コースを辿りつつキャリアを上昇させて行くことが常態と化していたのである。

このような藩鎭幕職官のあり方は、一言でいうならば、それが中央官僚機構にしっかりと繫ぎ留められ、唐朝官僚制度全體の中に有機的に組み入れられたことを示していよう。

今の諸侯、賓府に延して賢俊を禮するも、盡くは能く籌謀・樽俎の事を備ふるに非ず。徒だ官秩・廩食に繫がる而已。藩方の有事に至りては、能く危を濟ひ難を紓める者有ること鮮し。

（『匯編（洛陽一四）』「張信墓誌」大中四年＝八五〇）

と記された墓誌の一文は、任地にあって「官秩」と「廩食」、すなわち官資と俸祿にのみ腐心し、「藩方」ではなく中央に顔を向けた往事の幕職官の姿を、巧まずして寫し出していよう。また、『唐會要』御史臺條によれば、大曆十四年（七七九）と元和五年（八一〇）には諸道の節度・觀察使に判官一人を選んで郵驛を專知させる旨、發令されており（『唐會要』六一　御史臺中・館驛）、大和四年（八三〇）には御史中丞魏謩の奏により、諸道州府の百姓の冤罪等の訴えに對しては「諸道觀察使幕中の判官」の「憲銜を帶する者」に推劾を委ねることが裁可されている（同六二　御史臺下・推事）。また李肇『唐國史補』下「用使下御史」條は、大朝會時に「監察御史の押班足らざれば、則ち使下御史の朝奏に因る者もて之を攝せし」めたと記す(22)。こうしたことからすると、藩鎭幕職官における憲官は、ただの虛銜ではなく、中央御史臺本來の任務とも臨機に結びつけられていたのである。こうなると、檢校・兼・試の官はただに肩書きや昇進の目途を示す「虛」銜と見えてさにあらず、場合に應じてこれを「實」任に充てる唐朝の官制運用は(23)、むしろ巧妙とさえ評し得るのではあるまいか。

こうした入念ともいえる手續きを經て、藩鎭幕職官と中央官僚機構の接合をはかった唐朝の、そこに藏された意圖は何であろうか。それは安史の亂の鬼子たる中央に對する強大な遠心力としての藩鎭を、內側から牽制することに他なるまい。幕職官の意識や志向が常に中央朝廷に向けられていたとすれば、それは藩鎭を中央の統制下に組み入れる「見えざる求心力」として作用したに違いない。それは例えば、有名な浙西の藩帥李錡の叛亂に際し、

（李）錡行なう所、多く法に循はず。（盧）坦每に之と爭うに、詞深切なれば、聽く者皆な之が爲め悚る。累ねて去るを求むるも得ず。凡そ錡の府に在ること七年、官改められず。錡の惡狀滋々大なれば、坦難に及ぶことを慮り、又た力を以て爭ふ可きに非ざれば、遂に裴度・李約・李棱と與に繼いで以て罷去す。

（李翺『李文公集』一二「故東川節度使盧公坦傳」）

といった盧坦・裴度らの行動のように、或はいよいよ叛亂勃發の局面において「中使と與に頻りに之を喩して」錡に入朝

を促して殺害された判官王濬の行動のように[24]、或は反亂の檄文を書くよう迫られながら「佯り惴れて管を戰はし紙を搖らせば、札に下すに皆な字たること能はず」という態を裝って虎口を脫した李紳の行動のように[25]、具體的な姿となってあらわれることになろう[26]。一般に九世紀以降、河朔三鎭のような「反側の地」を除く「順地」の藩鎭は「官僚貴族的支配」のもとに組み込まれたと評されるが[27]、それはただに藩帥の出自というのではなく、右の如く幕職官をも含む藩鎭權力の上層構造全體の問題として、その實相を把握すべきであろう。

さて、ここで幕職官と總稱される藩鎭幕下の職について、もう一つ確認しておくべきことがある。それは、使下の幕職には、前項で述べたような「幕賓」「賓僚」と稱されるような上級幕職官と、むしろ吏職的存在ともいうべき下級幕職官の二系統の職制が、明らかな質的差異を以て併存していたことである。元來、藩鎭幕職官は令外の制であることもあってか、從來かかる職制の位相差については明確に指摘されて來ず、兩者を一括混同して扱うような傾向もまま見られる。例えば『新唐書』四九下　職官志は、節度使下の幕職として、副大使知節度事・行軍司馬・(節度)副使・判官・支使・掌書記・推官・巡官・衙推・同節度副使・館驛巡官・府法直院官・要籍・逐要・親事を列擧する。しかしこの記事は、同節度副使は加號に過ぎず、府法直院官は唐代の史料上ついぞその名を見ないなど、あまりに問題が多い上[28]、巡官以上の上級幕職官と衙推以下の下級幕職官を同列に併置するという典型的弊に陷っている[29]。上級幕職官、すなわち前項で見た如き中央官界と密接な相互交流回路をもつ「賓僚」とは、『唐會要』七八　諸使雜錄上、貞元十六年十二月の敕に、

諸道觀察・都團練・防禦及び支度營田・經略・招討等の使の、應に奏すべきの副使・行軍〔司馬〕・判官・支使・參謀・掌書記・推官・巡官の、臺省の官を改轉するを請ふは、宜しく三週年以上にて改轉を與へよ。

とある如く、「臺省の官」の「改轉」についての規定が明記される範圍のものであり[30]、或は同七九　諸使雜錄下、會昌五年九月の中書門下奏に「諸道判官の員額」として、次揭**表1**の如く、その員數が明示される範圍のものである。

史料上「從事」「判官」などと總稱されるのはかかる上級幕職官であり、唐朝朝廷はこの範圍の幕職官にいわば「臺省

表1　幕職の定員（『唐會要』七九　諸使雜錄下，會昌五年九月中書門下奏による）

觀察使クラス	5（舊 6）	團練副使・判官・觀察判官・支使・推官
節度使クラス	6（舊 8）	節度副使・判官・掌書記・推官・觀察判官・支使
幽州・淄青	7（舊 9）	上記に＋盧龍節度推官［幽州］／押新羅渤海巡官［淄青］
淮南・河東	8	〃　＋巡官＋營田判官［淮南］／留守判官［河東］
西川	8（舊 12）	〃　＋巡官＋雲南判官

の官」に準ずる官人としての處遇を與えていたと考えられる。汴州における韓愈（觀察推官）、淮南における杜牧（掌書記）、鄆州における李商隱（巡官）など、中晩唐の文學史上に名高い文人の幕職入仕も無論この範圍に屬するものであり、通常「幕職官」なる語でイメージされるのは、かかる上級幕職官の謂である。本稿もまたこれまで「幕職官」をかかる上級幕職官の謂として用いてきた。しかしながら、藩鎭幕下には、前揭のような檢校・兼・試官の改轉規定の條文にはついぞその名が見えない、衙推・要籍・逐要、或は孔目官・驅使官・隨軍などの一群の職名が別個に存していたのである。こうした下級幕職官の實態については、あらためて詳考を要すべき問題であり、別稿に讓りたいが、(補註)これらの職はいわば「幕吏」とも稱すべき吏職的存在であったことは疑いない。例えば孔目官は、『通鑑』二一六　天寶十載二月條の胡注に「孔目官は衙前の吏職なり。唐世始めて此の名有り。凡そ使司の事、一孔一目、皆な其の手を經由するを須むるを言ふなり」といい、また劍南東川節度使となった柳仲郢の傳（『舊唐書』一六五）に「孔目吏邊章簡なる者あり。貨を以て近倖と交はり、前後の廉使、之を如何ともする無し」とある如く、しばしば「孔目吏」とも稱されるように、(31)藩政の庶務部長ともいうべき存在であった。(32)而してそれは、『唐國史補』上に見える韓滉と劉元佐のエピソードに、

韓晉公、江東自り入覲す。……是の時、劉元佐、大梁に在り、倔強にして制し難し。滉、必ず朝覲を致さしめんと欲し、結びて兄弟と爲り、入りて其の親に拜す。車を駐むること三日、大いに金帛を出して賞勞すれば、一軍之が爲め傾動し、元佐敬伏す。乃ち人をして密かに滉を聽せしむ。滉、夜孔目吏に問ふて曰く「今日費やす所多少ぞ」と。詰責すること頗る細なり。元佐笑ひて之を鄙しむ。

とある如く、經理の細部について詰責されるような存在だったのであり、「幕賓」として使主と抗禮する文筆系上級幕職官とは、明らかに異質な範疇に屬していた。要籍・逐要など他の職掌については後節に讓るが、いずれにせよ吏職的存在であったことは疑いなく、藩政機構における下級幕職官の地位は、「官」（流内）たる上級幕職官に對して、むしろ「吏」（流外）に近いものであったと考えられる。かかる點については、後節であらためて論及したい。

II　淮南・浙西藩鎭における幕職官の人的構成

さて、話を藩鎭辟召制の問題に戻せば、從來「貴族制に對するアンチテーゼ」「新興層の官界進出の階梯」という文脈において、或は牛李の黨爭における「ピラミッド型黨派」という文脈において語られて來た藩鎭幕職官とは、專ら中央官界と相互交流回路を保持する上級幕職官の謂であったと考えられる。しかしながら、前節で見たように、幕職官が中央官界と密接にリンクされ、むしろその昇達の回路として位置づけられ、「幕賓」たるその地位も決して低くはなかったとすると、所謂在地の「新興層」がたやすくこれに辟召され得るものであったかは、あらためて檢討を要する問題となろう。あまつさえ、前揭**表1**に見るように、上級幕職官の定員はさなきだに多くはなかった上、(33)

> 令狐楚……弱冠にして進士に應じ、貞元七年登第す。桂管觀察使王拱其の才を愛し、禮を以て辟召せんと欲するも、楚の從はざるを懼る。乃ち先に聞奏して後ち聘を致す。（『舊唐書』一七二　令狐楚傳）
>
> 羅讓、父憂に丁る。喪服既に除かるるも尙ほ麻衣茹荼し、四方の辟に從はざること十年たり。李鄘淮南節度と爲るに、其の家に就きて拜して從事たらんことを請ひ、監察御史に除せらる。（宋本『冊府元龜』七二九　幕府部・辟署四）

とある如く、藩帥たる者、天下の儁才・名士をこそ聘して藩府の聲望を高からしめんものと腐心していたのである。(34)而して著名の才彦を多く幕下に抱えることが出來れば、「幕府皆な一時の高選」と稱された浙西・李栖筠の幕を皮切りに（『新唐書』一三〇　裴胄傳）、「其の擇ぶ所の從事、多く名流を得、……幕中の士、後ち多く顯達」したという宣歙・崔衍の幕

（『舊唐書』一八八　崔衍傳）、「開府一時の選を極む」と稱された西川・武元衡の幕（同一五八　武元衡傳）、辟する所「皆な一代の名流、其の與にする所を視て人士之を重んず」じたという宣歙・王質の幕（同一六三　王質傳）、宰相が緣者を幕職に請託したのを拒否して「故に其の僚佐……當時の選を極む」と稱された江西・沈傳師の幕（『新唐書』一三二　沈傳師傳）等々、「盛府」の名を天下に博して、よく府主の面目を施したのである。

さて、このような幕職官（以下、特にことわりのない限り「幕職官」とは前述の上級幕職官を指す）に、果たして在地「新興層」が食い込み得るものであったかどうか、この問題に迫るには、一藩の幕職官在任者を可能な限りピック・アップし、その人的構成を吟味することが、さしあたり取りうる手段であろう。そして、その事例として最も適合的と考えられるのは、農業生産・流通經濟兩面での最先進地帶として、唐朝財政の背骨を擔った「重賦の地」すなわち江淮の藩鎭となろう。かねて指摘される如く、そこには「地主・富商・土豪」といった在地有力者層の簇生が見られ[35]、彼らが「影占」などを通じて藩鎭權力機構への食い込みをも圖っていたことが知られるからである[36]。こうしたことから本節では、江淮を代表する藩鎭である淮南節度使と浙西觀察使を取り上げて、その幕職官の人的構成を分析することとした。なお、淮南は節度使クラスの藩鎭（しかも西川や河東と並んで「宰相回翔の地」と稱される重鎭[37]）、浙西は觀察使クラスの藩鎭であり、かかる藩鎭の格式の差が辟召される幕職官の階層にも反映されるのか、この點も兩鎭を選んだ理由の一である。

次に分析の方法であるが、まず幕職就任者については、戴偉華氏の勞作[38]に加え、正史・文集・地方志・墓誌類から可能な限りピック・アップに努めた。對象とする時期は、安史の亂後の藩の成立時より、黃巢の亂によって唐朝中央政權が崩壞する廣明元年（八八〇）頃までとした。こうして抽出した淮南・浙西兩藩の幕職就任者について、さらにその「出自」「出身」を調べて一覽データとしたものが、次頁以下に掲げた**【淮南藩鎭幕職官在任者一覽表】**【浙西藩鎭幕職官在任者一覽表】である。ここにいう「出自」「出身」とは、以下のような區分によっている。表中の記號等も含め、以下簡單に說明する。

淮南藩鎭幕職官在任者一覽表（756～879）

藩帥	在任	No.	姓名	幕職名	出身地域 道	出身地域 州・県		出自 節望	出自 節望表	仕官手段・登科状況	史料出典 舊傳	新傳	新表	その他
李成式	756	1	裴 茂	判官	?	?	◎	河東	太・廣・S	蔭	114	144	71上	
		2	蕭穎士	掌書記	淮南	揚州?	◎	蘭陵	太・北・S	▲開元23	190下	202	—	英668
		3	蕭 直	行軍司馬	?	?	◎	蘭陵	太・北・S	△開元28	—	—	71下	毘陵11
		4	張 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	詩150
高 適	756～757	5	李 驀	判官	?	?	◎	隴西	太・廣・S	蔭?	—	—	72上	英627
		6	權 器	判官	隴右	秦州略陽	○	天水	太・廣・S	▲天寶7	148	194	75下	
鄧景山	757～761	7	關 播	?	河北	衛州汲	×	(河東)	—	▲天寶15	130	151	75下	
		8	韓 滉	?	關内	京兆長安	○	昌黎	(姓)	蔭	129	126	73上	
		9	崔 臨	行軍司馬	河北	定州安喜	◎	博陵	廣・S	蔭?	—	—	72下	唐興14
崔 圓	761～768	10	李 承	判官	河北	趙州高邑	◎	趙郡	太・廣・北・S	△—	115	143	72上	
		11	董 晉	節度判官	河東	河中虞鄉	×	(河東)	—	△—	145	151	75下	韓集8
		12	張萬福	節度副使	河北	魏州元城	×	—	—	軍	152	170	—	
		13	殷 寅	判官	河南	陳州長平	○	陳郡	廣	▲天寶4	—	202	—	岑集4
		14	韋儇(韻)	行軍司馬	關内	京兆?	◎	京兆	太・廣	蔭?	—	—	74上	英389・姓四校2
		15	史 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	岑集5
		16	郭 一	參謀	?	?	?	—	—	?	—	—	—	詩149
		17	蔣 冕	?	江南	常州晉興	○	晉陵	S	蔭?	—	—	—	英720・毘陵16
		18	李 翰	掌書記	河北	趙州贊皇?	◎	趙郡	太・廣・北・S	▲—	190下	203	72上	英703
		19	薛 弁	?	?	?	◎	河東	太・廣・S?	?	—	—	73下	毘陵16
		20	李翰Ⅱ	掌書記?	河北	趙州贊皇?	◎	趙郡	太・廣・北・S	▲—	190下	203	72上	粹73
韋元甫	768～771	21	王 一	行軍司馬	?	?	?	—	—	?	—	—	—	粹73
		22	杜 佑	?	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	蔭	147	166	72上	
陳少遊	772～784	23	房湄復	判官	河南	河南河南	○	河南	廣・S	蔭?	111	139	71下	舊126
		24	裴 胄	觀察判官・行軍司馬	河南	河南?	◎	河東	太・廣・S	△—	122	130	71上	
		25	劉太眞	節度判官	江南	宣州	○	宣城	廣	▲天寶13	137	203	—	文538
		26	關播Ⅱ	判官	河北	衛州汲	×	(河東)	—	▲天寶15	130	151	75下	
		27	盧 翥	?	河北	幽州?	◎	范陽	廣・北・S	辟	140	147	73上	
		28	陸 賀	?	江南	蘇州	◎	呉郡	太・廣・北・S	辟	189下	168	—	
		29	趙 匡	節度判官	河東	河中	×	(天水)	—	蔭?	—	200	—	柳集9
		30	呂 渭	參謀・觀察判官	河東	河中	○	河東	太	▲—	137	160	—	匯編洛陽12
		31	崔 頲	判官	關内	京兆?	◎	博陵	廣・S	?	—	—	72下	舊126
		32	盧 逖	參謀	?	?	?	—	—	?	—	—	—	舊126
		33	趙 宬	巡官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	舊126
		34	許子瑜(端)	判官	?	?	×	(安陸)	—	蔭?	—	—	73上	舊126
杜 亞	784～785	35	梁 肅	掌書記	河南	河南陸渾	○	安定	太・廣・S	▼建中1	—	202	—	英944
		36	元 洪	?	?	?	◎	河南	廣・S	?	—	—	75下	英726
		37	張 瓦	?	?	?	?	—	—	▲—	—	—	—	英726
		38	韋 率	?	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣	蔭	140	158	—	權集23
		39	張弘靖	?	河東	河中猗氏	○	范陽	廣・S	蔭	129	127	72下	
杜 佑	790～803	40	韋 率Ⅱ	?	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣	蔭	140	158	—	權集23
		41	劉禹錫	掌書記	河南	河南?	○?	河南	廣	▲貞元9	160	168	—	劉集39
		42	劉伯芻	節度判官	河南	河南伊闕	×	(廣平)	—	▲—	—	160	71上	
		43	竇 常	參謀	關内	京兆金城	◎	扶風	太・廣・S	▲大曆14	155	175	71下	
		44	裴 稹	?	?	?	◎	河東	太・廣・S	▲永泰2	—	—	71上	詩271
		45	段平仲	掌書記	隴右	涼州	○	武威	廣	▲—	153	162	—	
		46	南宮傪	判官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	舊147
		47	李 巽	判官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	舊147
		48	鄭元均	判官	河南	鄭州?	◎?	滎陽	太・廣・北・S	▲建中2	—	—	—	舊147・柳集12
		49	豆盧策	掌書記	?	?	?	—	—	▲—	—	—	—	匯編洛陽12
		50	廖 一	參謀	?	?	?	—	—	?	—	—	—	詩359
		51	路 恁	行軍司馬	關内	京兆三原	○?	陽平	廣	蔭	—	138	75下	韓集26・劉集11
		52	王 鍔	節度副使・行軍司馬	江南	?	×	—	—	軍	151	170	—	舊13
		53	樓 實	?	河南	懷州河内	○	河南	太・北・S	▲貞元8	155	163	—	英783
王 鍔	803～808	54	薛 蒼	行軍司馬	河東	河中?	◎	河東	太・廣・S?	蔭	—	—	73下	劉集3
		55	張士陵	參謀	關内	潼州	○	安定	廣	▽大曆5	—	—	—	匯編洛陽13
李吉甫	806～810	56	孔 敞	節度判官	河北	冀州下博	◎	魯國	太・北・S	▲—	154	163	75下	
		57	楊同悦	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	文479
		58	崔國禎	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	文479
		59	王 起	掌書記	?	?	◎	太原	太・廣・S	▲貞元14▼元和3	164	167	72中	
		60	張 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	紀事55
李 鄘	810～817	61	羅 讓	?	江南	越州會稽	×	—	—	▲貞元17▼元和1	188	197	—	
		62	王 質	參謀	河東	并州祁	◎	太原	太・廣・S	▲元和6	163	164	—	劉集3
		63	崔 戎	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣・S	△—	162	159	72下	
		64	李公佐	?	關内	京兆長安?	◎?	隴西	太・廣・S	蔭?	—	—	70上	廣記343
		65	韋 審	巡官	關内	京兆	◎	京兆	太・廣	?	—	—	74上	匯編江蘇

衛次公	817~818	66	崔戎Ⅱ	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣・S	△一	162	159	72下	
李夷簡	818~822	67	韋弘景	節度副使	關內	京兆	◎	京兆	太・廣	▲貞元-	157	116	74上	
		68	皇甫湜	?	江南	睦州新安	×	一	一	▲元和1	一	176	一	
		69	宋申錫	?	?	?	×	(廣平)	一	▲一	167	152	75上	詩487
		70	顏顒	營田副使	?	?	○?	琅邪	太・廣・北・S	?	一	一	一	赤城8
		71	張又新	?	河北	深州陸澤?	×	(常山)	一	▲元和9	149	175	一	才校6
王播	822~827	72	鄭一	?	?	?	?	一	一	?	一	一	一	廣記84
段文昌	827~830	73	李德脩	行軍司馬	河北	衛州	◎	趙郡	太・廣・北・S	蔭?	一	146	72上	呉興14
		74	陸暢	觀察判官	江南	蘇州	◎	呉郡	太・廣・北・S	▲元和1	一	一	一	劉集28・英639
		75	李回	掌書記	關內	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	▲長慶1▼長慶1	173	131	70上	千唐1037
崔從	830~832	76	皇甫曙	行軍司馬?	?	?	?	一	一	▲元和11	一	一	一	詩556・廣記155
牛僧孺	832~837	77	杜牧	掌書記	關內	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	▲大和2▼大和2	147	166	72上	樊川10
		78	韓綽	判官	?	?	×	(廣陵)	一	?	一	一	一	樊川4
		79	張鷺	節度副使	?	?	?	一	一	?	一	一	一	新180
李德裕	837~840	80	劉三復	?	江南	潤州句容	○	丹陵	廣	▲一	177	183	71上	
		81	杜顗	觀察支使	關內	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	▲大和6	一	一	72上	樊川9
		82	陳脩古	節度推官	關內	京兆?	×	(穎川)	一	?	一	一	一	匯編洛陽13
李(仲)Ⅱ	840~842	83	魏鉶	觀察推官	?	?	?	一	一	?	一	一	一	舊18下・173
	844~846	84	李公佐Ⅱ	?	關內	京兆長安?	◎?	隴西	太・廣・S	蔭?	一	一	70上	舊18下
		85	元壽	推官	?	?	◎	河南	廣・S	?	一	一	75下	舊18下
		86	呉洪	推官	?	?	?	一	一	?	一	一	一	舊18下
		87	翁恭	推官	?	?	?	一	一	?	一	一	一	舊18下
		88	竇傪	?	?	?	?	一	一	▲貞元21	一	一	一	金華上
		89	張不疑	?	?	?	?	(南陽)	一	▲一	一	一	一	廣記372・語林4
杜悰Ⅰ	842~844	90	楊收	節度推官	關內	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲會昌1	177	184	71下	
崔鄲	847~849	91	薛庭(廷)範	節度副使	河東	河中寶鼎	◎	河東	太・廣・S?	蔭?	一	一	73下	英412
		92	孟遲	掌書記	河北	德州平昌	○	平昌	廣・S	▲會昌5	一	一	一	紀事54
杜悰Ⅱ	852~855	93	畢誠	?	河南	鄆州須昌	○	東平	太・北	▲大和6	177	183	75下	
		94	楊嚴	?	關內	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲會昌1	177	184	71下	
		95	李嶧	觀察支使	?	?	?	一	一	一	一	一	一	匯編洛陽14
		96	李羣(之)	?	淮南	廬州合肥?	?	(趙郡)	一	▲長慶4	一	一	72上?	詩535
崔鉉	855~862	97	王凝	節度判官・副使	河東	并州晉陽	◎	太原	太・廣・S	△大和9▲大中1	165	143	72中	司空7
		98	楊收Ⅱ	觀察支使	關內	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲會昌1	177	184	71下	
		99	孔緯	觀察支使	河北	冀州下博	○	魯國	太・北・S	▲一	179	163	75下	
		100	路巖	觀察支使	河北	魏州冠氏	○	陽平	廣	▲一	177	184	75下	玉泉
		101	崔雍	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣・S	▲一	一	159	72下	語林7
		102	崔珏	?	?	?	◎	清河	太・廣・S	▲大中-	一	一	72下	摭言11
		103	袁充	節度副使	?	?	?	一	一	?	一	一	一	摭言11
		104	崔瀹	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣・S	▲大中13	一	一	72下	金華上
令狐綯	862~869	105	王徽	掌書記	關內	京兆	○	京兆	廣	▲大中11	178	185	72中	
		106	班蒙	觀察支使	?	?	?	一	一	?	一	一	一	廣記174
		107	鄭畋	?	河南	鄭州	◎	滎陽	太・廣・北・S	▲會昌2	178	185	75上	元龜729
		108	馬舉	行軍司馬	?	?	?	一	一	軍	一	一	一	廣記224
馬舉	869~870	109	孫緯	觀察支使	?	?	○	樂安	太・北・S	?	一	一	一	千唐1186
		110	韋昭度	節度判官	關內	京兆	◎	京兆	太・廣	▲咸通8	179	185	74上	南部己
李蔚	870~874	111	裴虔餘	?	?	?	?	一	一	?	一	一	一	摭言13
		112	盧澄	?	?	?	?	一	一	?	一	一	一	語林7
		113	李一	?	?	?	?	一	一	?	一	一	一	甲乙
		114	羅隱	?	江南	杭州錢塘	×	一	一	辟	181	一	一	才校9
劉鄴	874~879	115	張禕	?	山南	鄧州	○	南陽	太・廣・北・S	蔭?	162	一	一	
		116	楊篆	?	河南	虢州弘農	◎	弘農	太・廣・北・S	▲一	一	一	71下	摭言9・匯編洛陽14
		117	杜晦辭	節度判官	關內	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	蔭?	一	一	72上	語林7
		118	許棠	館驛巡官	江南	宣州涇	×	一	一	▲咸通12	一	一	一	語林7
		119	劉崇龜	?	河南	滑州胙	○	河南	廣	▲咸通6	179	90	71上	語林7
		120	杜讓能	掌書記	關內	京兆	◎	京兆	太・廣・S	▲咸通14	177	96	72上	
不詳		121	陸勲	?	江南	蘇州呉	◎	呉郡	太・廣・北・S	蔭?	162	159	一	詩590
		122	陸師德	觀察支使	河南	陝州	◎	呉郡	太・廣・北・S	蔭?	179	一	73下	
		123	鄭賀(竇)	掌書記	江南	蘇州?	×	一	一	▲乾符4	一	一	一	
		124	岑定	節度判官	山南	鄧州棘陽	○	南陽	S	蔭?	一	一	72中	
		125	朱瑄	?	江南	蘇州丹陽?	◎	呉郡	太・廣・北・S	?	一	一	74下	廣記351
		126	李象古	?	關內	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	蔭	131	80	70下	匯編洛陽13
		127	張進金	節度副使	?	?	×	(清河)	一	軍?	一	一	一	匯編北大2
		128	袁蔚	節度副使	?	?	◎	陳郡	廣	蔭?	一	一	74下	姓四校4
		129	徐澄	?	?	?	○	東海	廣・S	?	一	一	75下	姓四校2
		130	盧約	?	?	?	◎?	范陽?	廣・北・S	?	一	一	一	金續11
		131	沈師黃	營田巡官	江南	湖州武興	○	呉興	太・廣・S	▲開成一	一	一	一	千唐1125

浙西藩鎮幕職官在任者一覽表（756～879）

藩帥	在任	No.	姓名	幕職名	出身地域 道	出身地域 州・縣		出自 郡望	出自 郡望表	仕官手段・登科状況	史料出典 舊傳	新傳	新表	その他
韓滉之	756	1	張從師	?	?	?	◎?	吳郡	太・廣・北・S	▲－	－	－	－	畏陵11
顏眞卿	758～760	2	權 幕	行軍司馬	隴右	秦州略陽	○	天水	太・廣・S	▲天寶7	148	194	75下	
		3	戎 昱	?	山南	荊州	○	江陵	S	▲?－	－	－	－	才校3
		4	李 尊	團練副使	河北	趙州?	◎?	趙郡?	太・廣・北・S	▼－	－	194	－	吳興金石3
侯令儀	760	5	韋 儔	節度觀察副使	關內	京兆?	◎	京兆	太・廣	薩?	－	－	74上	嘉定鎮江14
李廣琛	761～765	6	劉 一	?	?	?	?	－	－	?	－	－	－	辭
		7	李藏用	節度副使	?	?	?	－	－	?	－	－	－	通222
韋元甫	765～768	8	杜 佑	?	關內	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	薩	147	166	72上	
		9	李蕙祐	判官	河北	趙州	◎	趙郡	太・廣・北・S	▲天寶7	－	－	－	誌206・249
		10	王 圓	?	?	?	?	－	－	?	－	－	－	英863
		11	陸 迅	?	?	?	?	－	－	?	－	－	－	英863
		12	張 象	?	?	?	?	－	－	?	－	－	－	英863
李栖筠	768～772	13	裴 胄	觀察支使	河南	河南?	◎	河東	太・廣・S	△－	122	130	71上	
		14	許鳴謙	觀察判官	關內	京兆長安	×	(晉陵)	－	薩?	－	－	－	舊122・新130
		15	崔 遠	判官	河北	深州安平	◎	博陵	廣・S	辭	130	150	72下	
		16	宋自勉	?	?	?	?	－	－	?	－	－	－	辭21
		17	盧東美	?	?	?	◎	范陽	廣・北・S	辭	－	－	73上	韓集24
		18	郭季膺	?	河東	汾州介休	○	太原	太・廣	?	－	－	－	匯編河南
李 涵	772～776	19	呂 渭	觀察支使	河東	河中	○	河東	太	▲－	137	160	－	匯補洛陽14
		20	袁 高	觀察判官	河北	滄州東光	×	(樂陵)	－	▲－	153	120	74下	顏集7
		21	楮 沖	?	江南	湖州長城	×	－	－	?	－	－	－	吳興16
		22	房 式	副丹陽軍使	河南	河南	○	河南	廣・S	▲－	111	139	71下	韓集25
韓 滉	779～787	23	何士幹	判官	淮南	廬州?	○	廬江	廣・S	▲永泰2	－	－	－	英973
		24	李 倫	?	?	?	?	(隴西)	－	?	－	－	70上?	匯補河南
		25	元友直	判官	河南	河南?	◎	河南	廣・S	▼建中1	－	－	－	英973
		26	顧 況	參謀・判官	江南	蘇州海鹽	◎	吳郡	太・廣・北・S	▲至德2	130	－	－	英41・705
		27	裴 檉	?	?	?	◎	河東	太・廣・S	▲永泰2	－	－	71上	辭217
		28	陸長源	転運副使	江南	蘇州吳	◎	吳郡	太・廣・北・S	薩?	145	151	73下	
		29	殿 嵩	巡官	?	?	?	－	－	辭?	－	－	－	名畫10
		30	李士黌	觀察判官	?	?	?	－	－	?	－	－	－	英803
		31	房式Ⅱ	觀察支使	河南	河南	○	河南	廣・S	▲－	111	139	71下	元賓4
		32	張 芊	?	?	?	○	清河	太・廣・北・S	?	－	－	72下	元賓4
		33	劉 賁	?	河南	河南?	○?	河南?	廣	辭	－	－	－	劉集39
		34	李季貞	節度判官	關內	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	薩?	－	－	70上	文618
		35	殷 一	節度推官	河南	陳州?	○?	陳郡?	廣	▲?－	－	－	－	匯編江蘇
		36	姚南仲	推官→支使	關內	華州下邽	○	吳興	太・廣・北・S	▼乾元2	153	162	74下	
		37	竇 常	節度支度判官	?	?	◎	河南	太・廣	薩?	－	－	71下	金續9
		38	房攜復	?	河南	河南	○	河南	廣・S	▲－	111	139	71下	
		39	韋渠牟	?	關內	京兆萬年	◎	京兆	太・廣	薩?	135	167	－	權集35
		40	崔 適	推官	?	?	◎?	博陵?	廣・S	?	－	－	－	權集24
王 緯	787～798	41	劉緒Ⅱ	?	河南	河南?	○?	河南?	廣	辭	－	－	－	劉集39
		42	李士擧Ⅱ	觀察判官	?	?	?	－	－	?	－	－	－	英803
		43	杜式方	?	關內	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	薩	147	166	72上	
		44	盧 坦	轉運判官	河南	河南洛陽	◎	范陽	廣・北・S	薩?	153	159	73上	李文12
		45	丘 丹	?	江南	湖州吳興	○?	吳興	太・廣・S	?	－	－	－	誌307・姓四校5
李 錡	798～807	46	盧坦Ⅱ	?	河南	河南洛陽	◎	范陽	廣・北・S	薩?	153	159	73上	李文12
		47	婁 度	?	河東	蒲州開喜	◎	河東	太・廣・S	▲貞元5▼貞元10	170	173	71上	李文12・廣記153
		48	李 約	?	關內	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	薩?	－	－	70下	通236・才校6
		49	李 稜	?	?	?	?	(隴西)	－	?	－	－	70上?	李文12
		50	潘孟容	副使	河北	冀州信都	×	(河南)	－	薩(▲か?)	162	160	－	嘉定鎮江15
		51	趙 伉	?	山南	鄧州穰	○	南陽	太・廣・北・S	▲－	－	－	73下	因話2
		52	李 紳	掌書記	江南	潤州無錫	◎	趙郡	太・廣・北・S	▲元和1	173	181	72上	英795
		53	王 瀚	判官	?	?	?	－	－	?	－	－	－	舊112・吳興18
		54	許 綏	?	?	?	?	－	－	?	－	－	－	英795
		55	吳 丹	節度判官	江南	常州晉陵?	×	－	－	▲貞元16	－	－	－	白集69
		56	張 登	?	山南	鄧州?	○?	南陽?	太・廣・北・S	▼－	－	－	－	權集33・才校6
李元素	807～808	57	李紳Ⅱ	?	江南	潤州無錫	◎	趙郡	太・廣・北・S	▲元和1	173	181	72上	英續108
韓 皋	808～810	58	竇 庠	節度副使	關內	京兆金城	◎	扶風	太・廣・S	薩?	155	175	71下	
		59	袁德師	?	河北	滄州東光	×	(樂陵)	－	薩?	－	－	－	廣記260
薛 苹	810～815	60	馮 定	?	江南	婺州東陽	×	－	－	▲貞元18	168	177	－	
		61	李 位	都團練副使	關內	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	△－	－	－	70下	柳集10
		62	王師簡	觀察判官	?	?	?	－	－	?	－	－	－	寶刻15
竇易直	819～822	63	李 蟾	都團練判官	關內	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	▲元和6	－	－	70上	千唐1052
李德裕 I	822～829	64	劉三復	掌書記	江南	潤州句容	○	丹陽	廣	▲－	177	183	71上	
		65	鄭 亞	?	河南	鄭州	◎	滎陽	太・廣・北・S	▲元和15▼大和2	178	185	75上	

		66	段成式	?	山南	荊州	×	(齊郡)	—	薩	167	89	75下	酉陽續4	
		67	李蟾Ⅱ	觀察判官	關内	京兆長安	◎	隴西	太・廣・S	▲元和6	—	—	70上	千唐1052	
王 瑤	832～834	68	邢 羣	團神感宮・觀察推官	河北	邕州?	○	河間	廣・北・S	▲大和3	—	—	—	樊川8	
		69	韋齊休	團練副使	?	?	?	—	—	▲—	—	—	—	廣記348	
李陵裕Ⅱ	834～835	70	劉三復Ⅱ	?	江南	潤州句容	○	丹陵	廣	▲—	177	183	71上	劉集28	
李德裕Ⅲ	835～837	71	杜 頭	團練巡官	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	▲大和6	—	—	72上	樊川16	
		72	陳 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	詩475	
路 隨	835	73	李敬彝	?	?	?	◎	隴西	太・廣・S	△元和—	—	—	—	新179・千唐1122	
盧 商	837～840	74	邢軍Ⅱ	?	河北	邕州?	○	河間	廣・北・S	▲大和3	—	—	—	樊川8	
		75	李壎(燻)	?	河北	衡州	◎	趙郡	太・廣・北・S	薩?	174	180	72上	匯編洛陽14	
		76	楊 發	?	關内	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲大和4	177	184	71下		
盧簡辭	842～845	77	孟 遷	掌書記	河北	德州平昌	○	平昌	廣・S	▲會昌5	—	—	—	紀事54	
鄭 朗	843～851	78	楊 假	?	關内	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲開成5	177	184	71下		
		79	鄭 言	觀察支使	?	?	◎	滎陽	太・廣・北・S	▲會昌4	—	—	75上	吳興18	
		80	鄭 鴻	都團練判官	?	?	◎?	滎陽	太・廣・北・S	▲—	—	—	—	樊川19・千唐1130	
		81	皇甫鈐	都團練副使	?	?	?	—	—	?	—	—	—	樊川17	
		82	孫 瑝	?	河東	潞州涉	○	樂安	太・廣・S	▲—	—	—	—	千唐1113	
崔愼由	855～856	83	杜 蔚	?	關内	京兆長安?	◎	京兆	太・廣・S	▲—	177	—	72上	東觀中	
		84	王 凝	?	河東	井州晉陽	◎	太原	太・廣・S	△大和9▲大中1	165	143	72中	司空7	
		85	于 珪	?	關内	京兆萬陵	◎	河南	廣	▲大中3	149	104	72下	千唐1164	
蕭 寘	856～858	86	孫 瑝	觀察支使	河東	潞州涉	○	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	匯編洛陽14	
李 琢	858	87	孫瑝Ⅱ	?	河東	潞州涉	○	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	匯編洛陽14	
鄭處誨	859～861	88	孫瑝Ⅲ	?	河東	潞州涉	○	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	匯編洛陽14	
盧 耽	861～862	89	孫瑝Ⅳ	判官	河東	潞州涉	○	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	匯編洛陽14	
杜審權	863～869	90	令狐滈	觀察判官	河東	井州?	○	敦煌	廣	▲—	—	—	75下	匯編江蘇	
趙 隱	874～876	91	張 禎	?	山南	鄧州	○	南陽	太・廣・北・S	薩?	162	—	—		
		92	劉 瑑	副使	?	?	?	—	—	?	—	—	—	吳興14	
		93	鄭仁表	掌書記	河南	鄭州?	◎	滎陽	太・廣・北・S	▲咸通9	176	182	—	匯編河南	
		94	杜晦辭	?	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	▲大和6	—	—	72上	語林7	
		95	羅 隱	?	江南	杭州錢塘	×	—	—	辟	181	—	—	吳越1	
高 駢	878～879	96	顧 雲	行營都招討判官	江南	池州	×	—	—	▲咸通15	—	—	—	嘉定鎮江15・語林7	
		97	呂用之	觀察推官	江南	鎮州鄞縣	×	—	—	辟	—	224下	—	廣記290	
不 詳		98	李 湯	判官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	廣記222	
		99	王 諶	都團練判官	?	?	◎	太原	太・廣・S	?	—	—	—	千唐1066	
		100	杜審權	?	關内	京兆長安?	◎	京兆	太・廣・S	▲—	177	96	72上		
		101	姚 頲	館驛巡官	?	?	×	(陝郡)	—	?	—	—	74下		
		102	李 一	判官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	詩150	
		103	李 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	詩799	
		104	周 一	判官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	嘉定鎮江15	
		105	張 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	嘉定鎮江15	

備 考

i）出身地域欄：記載された地名は郡望の可能性もある。郡望と現實の出身地が違う場合、概ね出身地を採った。

ii）出自欄：ア）◎＝「門閥」　○＝「郡姓」　×＝「庶姓」　？＝不明　を示す。

イ）郡望表欄　太＝『太平寰宇記』　廣＝『廣韻』　北＝北京大學藏敦煌文獻一位字79號　S＝スタイン文書－S.2052

iii）仕官手段・登科狀況欄：ア）科擧出身者は　▲＝進士登第　△＝明經登第　▼＝制科登第　▽＝諸科登第　により示した。

〔登科年度は徐松『登科記考』・羅繼祖『登科記考補』に從い、また墓誌の記載も採った。－は登科年度不明〕

イ）薩＝門蔭入仕　薩?＝本人の仕官手段の記載なく、かつ父・祖が五品以上または曾祖父が三品以上の官階を有する者

辟＝辟召　軍＝軍職入仕　？＝不明

iv）史料出典欄：舊＝『舊唐書』（舊傳＝同列傳）　新＝『新唐書』（新傳＝同列傳、新表＝同宗室・宰相世系表）

通＝『資治通鑑』　吳越＝『吳越備史』　元龜＝『册府元龜』　廣記＝『太平廣記』　英＝『文苑英華』

文＝『全唐文』　詩＝『全唐詩』　粹＝『唐文粹』　顏集＝『顏魯公集』　岑集＝『岑參集校注』　毘陵＝『毘陵集』

權集＝『權載之文集』　元寘＝『李元寘文集』　李文＝『李文公集』　韓集＝『韓昌黎集』　柳集＝『柳河東集』

白集＝『白氏長慶集』　劉集＝『劉賓客集』　樊川＝『樊川文集』　司空＝『司空表聖文集』　甲乙＝『甲乙集』

因話＝『因話録』　金華＝『金華子』　玉泉＝『玉泉子』　東觀＝『東觀奏記』　酉陽＝『酉陽雜俎』

語林＝『唐語林』　摭言＝『唐摭言』　南部＝『南部新書』　紀事＝『唐詩紀事』　才校＝『唐才子傳校箋』

姓四校＝『元和姓纂四校記』　名賢＝『歷代名賢記』

嘉定鎮江＝『嘉定鎮江志』　吳興＝『嘉泰吳興志』　赤城＝『嘉定赤城志』　萃編＝『金石萃編』　金續＝『金石續編』

寶刻＝『寶刻叢編』　吳興金石＝『吳興金石』　千唐＝『千唐誌齋藏誌』　匯編○○＝『隋唐五代墓誌滙編』○○卷

まず「出自」については、Denis Twitchett・吉岡眞両氏によって提示された、「門閥 national aristocracy」「郡姓 provincial aristocrasy」「庶姓」の區分を採用している。(39)

◎「門閥」とは、八世紀の柳芳「氏族論」(『新唐書』一九九)に擧げる約三〇の大姓貴族を呼稱する。具體的には以下の各氏である。〔※括弧内は『新唐書』宰相世系表、『元和姓纂』による郡望を示す。〕

【關中系】韋(京兆)・裴(河東)・柳(河東)・薛(河東)・楊(弘農)・杜(京兆・襄陽)・元(河南)・長孫(河南)・宇文(河南)・陸(河南)・源(河南)・竇(河南・扶風)・李(隴西・宗室)。

【山東系】王(太原)・崔(博陵・清河)・盧(范陽)・李(趙郡)・鄭(滎陽)。

【江左系】王(琅邪)・謝(陳郡)・袁(陳郡)・蕭(蘭陵)・朱(吳郡)・張(吳郡)・顧(吳郡)・陸(吳郡)

○「郡姓」とは、地方レベルで家の名望が認識されていた、ほぼ中小貴族と見なされる層である。魏晉南北朝以來の「士・庶」區別の上からは「士」と認定されるものであり、遲くも南北朝末期には官界に進出していたという意味で、「新興層」ではない。唐代の各種郡望表・郡望記事類(①『太平寰宇記』の姓望記事、②『廣韻』の姓望記事、③北京圖書館藏・敦煌文獻「位字七九號」、④大英圖書館藏・スタイン敦煌文書S.2052)(40)は、こうした「郡姓」層の範圍をほぼ反映したものと考えられる。「門閥」以外で、各人の姓と出身地がかかる郡望表類に照らして一致する者を「郡姓」とした。(41)

×「庶姓」とは、各人の出身地が郡望表類に一致しない者を指す。所謂「新興層」と重なりあう部分と考えられる。

次に「出身」、すなわち任官經途については、特に科擧登第について、徐松『登科記考』及び羅繼祖「登科記考補」(42)によって登科〔進士▲・明經△・諸科▽・制科▼〕の有無を徵した他、墓誌に登科の記載があるものはそれも採用した。

こうした作業の結果、淮南でのべ一三一名、浙西で同一〇五名の幕職就任者を閲し得た。もとより一世紀以上にわたる期間としては數量不足の感を否めないが、それでも相對的な大勢を窺うには足る數ではないかと思われる。今、このデー

タに基づいて、淮南・浙西兩藩における幕職官の「出自」「出身」を整理すると、次の**表2**・**表3**のようになる。

この表から窺う限り、一見してまず明らかなのは「門閥」層の壓倒的優越（淮南で全體の42%・浙西で40%を占める）であり、同じく科擧（特に進士）出身者の卓越であろう（淮南で47%〔進士41%〕、浙西で51%〔進士45%〕）。加えるに「郡姓」が淮南で21%、浙西で27%となっており、兩藩とも貴族層だけで全體のほぼ三分の二を占める計算となる。出自不明の20%ほどを考慮するにせよ、「庶姓」層の淮南14%・浙西11%という數値は、幕職官が在地「新興層」の官界躍進の階梯となったとは單純に認め難いことを示している。次の**表4**は兩藩において江淮出身者の占める比率を示したものであるが、總數としても淮南・浙西ともに14%と、その比率は低い上、「庶姓」層における江淮出身者は淮南で一八人中六人、浙西で一二人中六人にとどまっている。

無論こうした結果については、殘存史料の偏りの問題を考慮しなくてはならない。例えば、墓誌類にしてもその壓倒的多數は貴族層の所爲に出るものであり、一介の「新興層」出身者が何らかの文字史料に記錄となって殘る確率はなるほど低いものであったに違いない。しかし、ここで考えてみたいのは、唐後半期において官途への登龍門となった科擧（進士科）が、詩賦という貴族的敎養が考試の主たる內容となり、宋代以降と違って試驗官への事前運動（行卷）[43]など様々な「關節」＝コネクション[44]が公然と或は隱微に作動したこともあって、結局貴族層の自家藥籠中のものとされてしまった事實である。「新しい官僚層を生みだすよりは、衰退におもむかんとする舊貴族層の補強工作であるかのごとき様相を呈した」[45]とまで評される唐代科擧の狹き門の前に、「孤寒」の士はしばしば涙を呑む他なかったのである。とすれば、前節で見た如く科擧（進士）登第の延長線上に位置する昇達コースとなっていた幕職官に、在地「新興層」がいわば横合いから參入することは、果たして容易であっただろうか。次の**表5**は、中唐期（七五五～八二六）における、かかる昇達コースの歸結先ともいうべき中央樞要官職（宰相・吏部尚書・吏部侍郎・戶部侍郎＝財務領使・禮部侍郎・左右丞・中書舍人・給事中・翰林學士）[46]について、かつて筆者が行った人的構成の分析を表示したものである。その特徵は、「門閥」層の驚くべき勢力回復の様

表2　淮南藩鎭（756～879）の幕職官出自

	門　閥	郡　姓	庶　姓	不　明	計	【 % 】
門　蔭	**18**	7	2	0	**27**	【21 %】
科擧[進士]	28[24]	18[16]	9[9]	6[6]	**61[54]**	【47 %[41 %]】
その他	2	0	4	1	**7**	【 5 %】
不　明	7	3	2	23	35	【27 %】
計	**55**	**28**	**18**	30	**131**	
【 % 】	【42 %】	【21 %】	【14 %】	【23 %】		

表3　浙西藩鎭（756～879）の幕職官出自

	門　閥	郡　姓	庶　姓	不　明	計	【 % 】
門　蔭	**12**	1	4	0	**17**	【16 %】
科擧[進士]	26[21]	22[20]	4[4]	2[2]	**54[47]**	【51 %[45 %]】
その他	2	2	2	1	**7**	【 7 %】
不　明	2	3	2	20	27	【26 %】
計	**42**	**28**	**12**	23	**105**	
【 % 】	【40 %】	【27 %】	【11 %】	【22 %】		

表4　淮南・浙西藩鎭の幕職官における江淮出身者（含・江左系郡望）

	門　閥	郡　姓	庶　姓	不　明	計　【%】
淮　南（江淮出身者／總數）	7 ／ 55	**4** ／ 28	**6** ／ 18	1 ／ 30	**18** ／ 131【14 %】
浙　西（　〃　／　〃　）	**4** ／ 44	**5** ／ 26	**6** ／ 12	0 ／ 23	**15** ／ 105【14 %】

表5　中唐期（755～826）における中央樞要官職の人的構成

	門　閥	郡　姓	庶　姓	不　明	科擧出身
肅～順宗朝	46 %【*41 %*】	22 %【*22 %*】	28 %【*36 %*】	3 %【 *1 %*】	*49 %*
憲～敬宗朝	59 %【*60 %*】	23 %【*23 %*】	16 %【*15 %*】	2 %【 *2 %*】	*82 %*

※渡邊註㊻論文による。【 】内は科擧出身者を100としたときの割合（例えば，肅～順宗朝の「門閥」の【41%】は，同時期の中央樞要官職就任者で科擧出身者のうち，41%が「門閥」の出自であることを示す。

※中央樞要官職は，宰相（同平章事）・吏部尙書・吏部侍郎・戶部侍郎（財務領使）・禮部侍郎・左右丞・中書舍人・給事中・翰林學士を指す。

相であり、科擧出身者の比率の急速なる上昇である。このことは安史の亂後の科擧が完全に「門閥」貴族層によって自家藥籠中のものとされ、まさしく彼らが「新興層」を押しのけて勢力を回復する足場となっていたことを示している。かかる中唐期における中央樞要官職の「門閥」「郡姓」「庶姓」の構成比率は、淮南・浙西における幕職官におけるそれと驚くほどよく似かよっている。科擧出身者の比率の高さもまた然りである。これらのことを重ね合わせてみると、前掲の淮南・浙西藩鎭における幕職官の人的構成の分析結果は、やはり大勢のありようを反映したものと見て差し支えないのではないだろうか。

ここで兩鎭における「門閥」層以外の江淮出身者について、その家世の狀況が判明する者を何人か取り上げ、その相貌を探ってみたい。まず、李德裕が孤寒俊英の士を奬拔した例としてしばしば擧げられる劉三復[47]（前掲一覽表Ⅱ淮南№80、浙西№6470）から。三復は潤州句容の人、長慶中、浙西在任中の李德裕に「業とする所の文を以て郡に詣りて干謁し」て辟召されて以來、德裕の故吏として形影相伴したと傳えられる（『舊唐書』一七七　『新唐書』一八三　劉鄴傳）。しかし、辟召當時の劉三復は潤州金壇尉の任にあったとする史料があり[48]、これに先立つ元和の末年に、滁州軍事判官・前太常寺奉禮郎であったことを傳える史料もある[49]。在地の布衣の士が白身を以て辟召された譯ではないようなのである。また三復が「少くして孤貧」にして、廢疾にあった母に孝養を盡くしたと傳えられ（舊傳）、潤州丹陵郡の郡姓に劉氏が擧げられること（『廣韻』）からして、三復は在地の新興層の出というよりは、零落した地方貴族（士族）の出であったと認むべきように思われる。

次に、羅讓（淮南№61）は越州會稽の人であるが、父珣は京兆尹にまで登っている。讓は進士・宏辭・制科に連捷して咸陽の尉となったが、前述の如く、父の喪に際して出仕せざること十餘年、節帥李鄘に懇望されてようやく出廬した（『舊唐書』一八八　『新唐書』一九七　同傳）。羅氏は庶姓の出と見られるが、やはり布衣の士が一朝一夕に辟召された譯ではない。同じく江南の庶姓の出と見られる吳丹（浙西№55）は進士出身、父詮は太子宮門郎、祖庶は睦州司馬、曾祖覽は太子通事舍人であったといい（『白氏長慶集』六九　「故饒州刺史吳府君神道碑銘幷序」）、晩唐の詩人羅隱（淮南№114）は杭州新城の人

であるが、祖知微は福州福唐令、父修古は開元禮擧に擧げられたという（『唐才子傳校箋』九）。

このように、さなきだに多くはない江淮の非「門閥」出身の幕職官のうち、在地の新興層が藩鎭權力機構の中樞に一躍進出して行った如き痕跡を示す事例は殆んど檢證し得ず、かえってかかる非「門閥」出身者にしても、文學や禮教といった唐朝官僚制支配を支えるオーソドックスな文化的價値を體現していたが故に辟召されたという様相が見てとれる。但し淮南・浙西においても、黃巢の亂の猛威の前に長安が失陷した廣明・中和の前後、すなわちかの藩帥高駢の頃になると、「池州鬻賈之子」とされる顧雲(50)（浙西№96）、「鄱陽の人。世々商賈と爲る」とされる呂用之(51)（同№97）など、明らかに新興層と目される人物が幕職官に就く例が認められる。後者が率いる「妖人」グループは、やがて轉從先の淮南でその藩政を壟斷するに至り、遂には高駢を悲慘な最期に追い込んだことはあまりに有名であるが、近年山根直生氏は、かかる「妖人」グループに下層商人など流通經濟末端との接點を見、唐朝政權の崩壞という局面の中で自立を模索する高駢の、淮南軍事・財政機構再編の試みの中で一躍登用されるに至ったことを述べている(52)。とまれ、かかる「新興層」の藩鎭權力機構における擡頭と飛躍には、彼らの政治的上昇を阻んできた「システム」の崩壞が必要だったのではあるまいか。すなわち幕職官を昇達コースの一環として位置づけて來た官僚制秩序の、唐朝朝廷を中心とする政治＝文化的正統性そのものの崩壞である。

III　辟召におけるキャリアと「關節」

藩鎭幕職官が唐後半期の官界における昇達コースだったとすると、果たしてどのような人物が辟召の對象とされたのであろうか、本節ではあらためてこの點について考究してみたい。

まず、幕職に辟召出來る者は原則として「有出身者」とされていたこともあり(53)、進士登第を以て出身を得た者が、前途有望な才俊として目星をつけられる例が極めて多かったようである。『唐會要』七六　貢擧中・進士、大中二年（八四八）

正月の中書門下奏に、

貞元元年従り太和九年秋冬前は、皆な是れ及第すれば便ち諸侯の府に従ひ、試官を奏されて従事に充てらる。

とあるのを見れば、中唐期においては進士及第から幕職に辟召されるのがまさに標準コースであったことが分かる。ここに「太和九年（八三五）秋冬前」というのは、宋本『冊府元龜』六三二　銓選部・條制四、會昌二年四月の制に、

大和九年十二月十八日の敕に准るに、進士初めて合格すれば、並びに諸州府の參軍及び緊縣の尉を授けしめ、未だ兩考を經ざれば、職を奏するを許さず。……近者、諸州の長吏、漸く遵承せず、縣官に注すると雖も、多く使職に縻ぐ。

と見える敕文を指すものと考えられるが、見ての通り、進士及第後はまず地方官に任じ、兩考を經てはじめて藩鎮や財務諸使下の「職」に辟することを定めたものが、一向に規定が遵守されなかったことを示している。

次兄、顗と曰ふ。前進士、未だ諸侯の命に及ばずして、疾を以て招國の私第に歿す。

（『洛陽新獲墓誌』一一一「唐故范陽盧氏滎陽鄭夫人墓誌銘」大中十二年＝八五八）(55)

とある墓誌の記載も、進士登第後は「諸侯の命」に従うのがほぼ既定のコースだったことを巧まずして示していようし、胡三省が稱揚する『通鑑』二五三　廣明元年十月條の、

羣盜瀍州を陷れ、刺史李詢・判官皇甫鎭を殺す。鎭、進士に擧げられること二十三上にして中第せず。詢、之を辟す。賊至りて城陷る。鎭、走げて人に問ひて曰く「使君冤れし乎」と。曰く「賊之を執らへり」と。鎭曰く「吾れ知を受くること此くの若ければ、去りて之を將何せん」と。遂に還りて賊に詣り、竟に與に死を同じうす。

と見えるエピソードも、進士出身でもない者を辟召することが破格の厚遇であったればこそ、死を賭して恩義に報いんとする皇甫鎭の心事を理解することが出來るのではあるまいか。一方、これとは對照的に、

張不疑、進士擢第、宏詞登科すれば、當年四府交ごも辟す。江西李中丞凝、東川李相罔、淮南李相紳、興元歸僕射

融、皆な當時の盛府たり。（『唐語林』四　企羨）

の如く、進士登第・博學宏詞科（吏部科目選）連捷の儁才ともなれば、名だたる諸藩から引く手あまたということになるのであった。

また、進士出身者は幕職就任後の檢校・兼・試官の奏請についても優遇されていた如くである。『唐會要』七九　諸使雜錄下、大和三年十二月の中書門下の奏によれば、幕職官の檢校・兼・試官奏請については官資相當かつ正員官の歷任六考以上を必要とし、特に憲官については監察御史・侍御史は歷任九考以上、殿中侍御史以上はさらに三考ずつを必要とするという同年五月八日敕の規定につき、「京官六品以上の清資官幷びに兩府判官、及び進士出身・平判入等・諸色登科もて授官の人は、此の限りに在ら」ざることが裁可されている。(56)進士出身者や「諸色登科」（登科＝授官を原則とする吏部科目選乃至制科合格者を指すであろう）は、藩鎭幕職官勤務→官資上昇というコースにおいても、そのエリートたるのキャリアが生かされるよう配慮されていたのである。すなわち、官資としての評價や冬薦制度などにより、檢校・兼・試官が中央朝廷と密接・巧妙にリンクされて運用されていたのと同樣、科擧や吏部科目選といった制度もまた、藩鎭辟召制と有機的な關連をもち、いわば藩鎭辟召制の運用の中に血肉化されていたのである。

次に、辟召はパーソナルな關係であるから、無論孤寒の俊英を奬拔するような例もあり得たであろう。しかし現實には、そこに何らかの緣故「關節」が作動する場合も多かったであろうことは想像に難くない。今、諸史料からそうした例を管見のままに擧げると、次の**表6**の如くになる。

このように、辟召の現場においては「從高祖兄」や「再從昆仲」といった範圍にまで及ぶ「同宗」や「姻族」、「父時の故人」、座主―門生關係など、樣々な緣故「關節」が極めて強力に作用したと考えられるのである。また、姚曠が女婿の趙憬のために舊知の湖南觀察使獨狐問俗に請託して「湖南判官を得」た（『太平廣記』一五二「趙璟盧邁」。出『嘉話錄』）という例や、竇覦が權臣韓滉の子婿という威光の故に藩府の辟召を得たという例（『舊唐書』一八三　同傳）からすると、血緣姻戚と

表6　辟召における縁故の事例

縁故	被辟召者	府　主（藩鎮）	府主との關係	史　料　出　典
血縁・姻戚	盧　璠	裴　佶（黔中）	表兄	匯編（洛陽 13）43 頁
	馬　縫	呂元膺（鄂岳）	妹婿	唐會要 78
	王　坤	王　宰（河東）	從弟	八瓊室金石補正 74
	盧　就	盧弘宣（東川）	從高祖兄※	千唐 1118
	張　觀	張　茂（黔中）	宗人	千唐 1161
	賈　餗	賈　耽（義成）	宗黨	杜陽雜編
	孫景裕	韋正貫（嶺南）	外戚	千唐 1178
	崔茂藻	崔彦昭（河東）	「再從昆仲」	千唐 1194
	韓　綬	李　璟（天德）	外族※	千唐 1202
官界での交往	杜　佑	韋元甫（浙西）	故人の子	舊唐書 147
	竇　鞏	于　頔（山南東道）	故人	册府元龜 729
	李　藩	杜　亞（東都）	故人の子	舊唐書 148
	路　巖	「父時の故人の方鎮に在る者、交々之を辟す」		新唐書 184
	杜元穎	趙宗儒（山南西道）	門生（宏詞科）	因話錄 2
	李　晝	鄭　涯（山南西道）	座主の孫	匯編（北京遼寧 2）112 頁

備考　i）府主との關係は府主から見たもの。ただし※は被辟召者から見たもの。
ii）崔茂藻のみは州縣官（太原府交城縣尉）への辟召例。

有舊知己という二つの要素が複合して、縁故「關節」の輪がより大きな範圍へと浸潤して行くこともままあったに違いない。とすれば、いかなる階層が辟召に有利であったかは、自ずから明らかであろう。それはすなわち、鬱然たる「同宗」の枝葉を繁らせ、父祖代々の交往や婚姻關係を通じ、官人社會の節々に種々のコネクションを保持している貴族層――それも官界に大きな勢力を展張する「門閥」貴族――に他ならない。實際、前田愛子氏は、兩唐書列傳などから收集した唐後半期の辟召事例において、山東「門閥」五姓（博陵・清河崔氏、范陽盧氏、趙郡李氏、滎陽鄭氏、太原王氏）相互の辟召が多數を占め、しかも五姓の進士出身者が五姓に辟召される度合いが高いことを示している。(57) 畢竟、幕職官辟召制度は、かかる貴族社會的ネットワークの上に、いわば幸便に絡め取られるような形で運用されていたのではなかったろうか。

こうした縁故「關節」によるネットワークは、隴西李氏出身の宰相李石が弟福を延英殿に薦め（『舊唐書』一七二　李石傳）、彭城劉氏出身の宰相劉瑑が「宗人な

るを以て」劉瞻を翰林學士に薦擧し（同一七七　劉瞻傳）、その劉瞻が高璩とともに「故人の子を以て」劉鄴を薦めて翰林學士とし（同一七七　劉鄴傳）、河南竇氏出身の宰相竇參が竇申や竇榮など「諸竇」を延引し[58]（同一三六　竇參傳）、范陽張氏出身の張中立なる者が「親外丈人」たる御史中丞韋皐（京兆韋氏）によって「奏されて（御史）臺主簿と爲」り、（陶宗儀『古刻叢鈔』「唐故宣議郎侍御史內供奉知鹽鐵嘉興監事張府君墓誌銘并序」乾符六年＝八七九）、弘農楊氏出身の宰相楊收が媒酌を務めた隴西の李郁なる者が京兆府參軍から翌年長安尉に改められ、同年夏には監察御史裏行を以て湖南團練判官に轉じ、翌年には祕書郎を敕拜する（『匯編（北京大學二）』一五〇頁「李郁妻宇文氏墓誌」咸通八年＝八六七）といった如く、中央官界においても威を振るっていたのである。『唐國史補』上は、安黃節度使伊愼は「每に甲族を求めて以て嫁子せしめ」、河陽・昭義に帥となった李長榮は「時名を求めて以て嫁子せしめ」、「皆な自ら署して判官と爲」したというエピソードを傳える。これは女婿選びという特殊事情はあるものの、或はそれゆえに、往時の藩帥が人物評價において如何なる價値を最も重視したかを端的に示していよう[59]。それは名流の「甲族」であり、進士や制科登第がまずは文名・才名の客觀的指標となったであろう「時名」なのであった。こうして見ると、さきに揭げた中唐期における中央樞要官職の人的構成の比率と、淮南・浙西における幕職官のそれが驚くほど似かよった數値を示していることは、決して偶然ではないようである。すなわち、中央朝廷と密接な官制上の回路によってリンクされていた幕職官の出自・出身も、ほぼ中央の樞要官職の動向に沿うものだったのであり、このことは「科擧登第→藩鎭幕職官勤務→（官資上昇）→入朝」という當時における昇達コースを最もよく自家藥籠中のものとしていたのは、他ならぬ「門閥」貴族層であったことを物語っている。唐後半期における幕職官辟召制は、當時の科擧と同樣、「新興層」の進出の階梯というより、むしろ「門閥」貴族層をこそ利するものであり、彼らの中唐以降における政治勢力回復を支える役割を果たしていたと考えられる。中晩唐期における藩鎭辟召制の最大の意義は、むしろこの點にあったといえよう。

IV　藩鎭體制と在地「新興層」

以上に見た如く、藩鎭幕職官がエリート・コースの一環として中央朝廷の官制運營と密接に結びつけられ、むしろ「門閥」貴族層の政治勢力回復を支える機能を果たしていたとすれば、從來指摘されてきた「影占」をはじめとする在地「新興層」の藩鎭權力機構への食い込みは、どのような場において行われていたのであろうか。この點については別に詳考すべき問題であるが、目下の私見によるならば、かかる「新興層」の登用や「影占」は、軍職や州縣官、或は吏職的な下級幕職のレヴェルにおいて展開されたものと思われる。『文苑英華』四二九の「會昌五年正月三日南郊赦文」に、

江淮の客戶及び逃移して戶稅を規避する等の人、比來兩稅に係はると雖も並びに差役無し。或は本州の百姓の子弟、纔かに一官を霑し、官滿つるの後に及び、鄰州に移住して諸軍諸使の假職を兼ね、便ち衣冠の戶と稱し、廣く資產を置くも、輸稅全く輕くして、便ち諸色の差役を免かる。……今從り已後、江淮の百姓、前進士及び登科名聞有る者に非ざれば、縱ひ官罷むるに因り、職もて別州に居るも、亦た稱するに衣冠と爲さしめず、其の差科色役は並びに當處の百姓と同じくす。

とある著名な記事において、鄰州の「諸軍諸使の假職を兼ね」て差役を忌避し、取り締まりの對象とされたのは「前進士及び登科名聞有る者に非ざ」る人士であり、すなわち進士・登科名聞の才彦が集う幕職官以外の者であったと考えられる。事實、上記赦文にはまた、

近日諸道の奏官、其の數至って廣く、惟だに選部を侵す有るのみに非ずして、實に亦た頗る倖門を啓く。向後、淮南・兩浙・宣・鄂・洪・荊・襄等の道は、並びに更に奏請有るを得ず。……應そ諸道の軍將、昨ごろ戰功を酬奬するに緣り、多く正秩を授くるも、今日已後、戰功に因るに非ざれば、正官を請ふを得ず。

とあり、ここで禁令が出された江南諸藩からの奏官濫請とは、「選部」すなわち吏部銓選の對象となる州縣官であり、

「戰功に因るに非ざ」る「軍將」についてなのであった。このうち州縣官については、桂管經略使韓佽（在任八三五～三七）のとき、「二豪家」が內官の春衣使への賄賂を用立てることによって「邑宰を求」めたという例（『舊唐書』一〇一　韓佽傳）や、河北・德州出身の何載なる者が同地を管轄する「橫海郡節度使程公（程日華？）に獻策して景州參軍を奏授され、のち景城縣尉→行樂陵縣丞→攝樂陵縣令→節度要籍・權知市事と轉遷しているような例を見出すことが出來る（『匯編（山西）』一四八頁「何載墓誌」元和四年＝八〇九）。同誌によれば、何載の望を廬江郡と傳えるが、「子孫分散して今德州安德縣何氏有り」と記され、德州との州境に近い景州臨津縣・崇孝鄉に葬られているから、ほぼ在地の出身者と認めてよかろう(60)。なお何載の終任となった節度要籍は後述の如く下級幕職官の範疇に入るものであり、「權知市事」という兼職から、その職務の卑俗なることが窺い知れる。次に「軍將」については、

（鄭）薰、丙子の歲〔大中十年〕を以て河南尹自り恩を蒙りて宣歙觀察使を擢受さる。……押衙李惟眞なる者有り、家道巨富にして、久しく橫害を爲し、店を置きて利を收め、平人を組織す。……其の子自ら姦穢狼籍に長じ、都押衙崔敬能、頻りに來りて相ひ見え、科徵を懇請す。……討擊使餘雄、石斗門を置きて一百三十戶の水利を絕却し、自らは此の水を取りて獨り己が田のみに澆ぐ。（『全唐文』七九〇　鄭薰「祭梓華府君神文」）

とある押衙李惟眞・討擊使余雄の輩こそ、まさしく『唐大詔令集』七二「乾符二年南郊赦」が「江南の富人、多く一武官もて一戶を庇せしめ、貧者をして轉た更に流亡せしむるを致す」といい、鄭吉の「楚州修城南門記」（『全唐文』七六三）が「公財を掌して市に坐し、軍籍を占めて其の家計を蔽ふ」というような存在であったろう。そして、これらに加えて在地新興層の進出の對象となったのが、吏職的な下級幕職官であったと考えられる。例えば、『匯編（山西）』一七二頁「申屠君及妻賀氏合祔墓誌」乾符六年（八七九）に、

府君、諱は成。金城の人なり。……今、子孫の居を潞城に卜するに因りて、乃ち潞人と爲れり。……祖、諱は彰。節度表狀孔目官・兼同節度副使・澤州長史・檢校太子賓客・上柱國・賜紫金魚袋。伯、諱は珪。節度要籍・登仕郎・試

右金吾衞長史、右もて節度逐要に補充さる。

とあり、在地潞州出身の申屠軫・珪が父子二代に亙り澤潞節度使下の「表狀孔目官」「節度要籍・右補充逐要」となっているような例が注目される。「表狀孔目官」とは文書行政に關わる事務に携わる孔目官であろうか。(61) また申屠軫は、父暉光（前誌では光）の墓誌（『匯編（北京遼寧二）』四九頁「申屠暉光墓誌」元和十一年＝八一六）の書者でもあり、その當時の肩書きは「昭義軍節度要籍・文林郎・試左武衞兵曹參軍・上柱國」であったことからすると、節度要籍は孔目官の下位に位置する下級幕職であったと考えられる。

次に『匯編（北京遼寧二）』一一四頁「李君墓誌」大中十年（八五六）の墓主李某は、振武軍節度使下において散驅使官（寶曆初年＝八二五）→正驅使官（大和中＝八二七～三五）→節度要籍（開成三年＝八三八）→節度隨軍（？）の如く轉遷している。「驅使官」はその名の如く様々な用務に差當される卑職と考えられるが、これに比べれば節度要籍は上位にあったと見られる。建中の河朔三鎭の叛亂の折、冀王を稱した幽州節度使朱滔が「驅使・要籍官」を「承令」と改稱したことが見え（『新唐書』二一二　朱滔傳）、『房山石經題記匯編』（書目文獻出版社、一九八七）第二部分「大般若波羅密多經」一七五頁に「節度要籍・使宅判官　韓公明」の名が、(62)『匯編（江蘇）』一三七頁「成君信墓誌」乾符五年（八七八）に平盧節度使下「節度要籍・支計斛斗司」の職名が見えるが、前者は節度要籍にして使宅（節度使官邸）の執事的任務に、後者は稅糧の出納の務に當たっていたものであろうか。また前掲の申屠珪の職任「逐要」は『京畿冢墓遺文』下「邢通及夫人龐氏合祔誌」中和三年（八八三）に、「皇、諱は羨。……鎭府の駈要を授けらる。六司を糺轄して、咸な軌則に規す」とある「駈（驅）要」と同じものと考えられる。要籍の上位にあって、諸司鈐轄の任に當たることもある吏曹の要職であった如くである。

ともあれ、かかる驅使官―要籍―逐要―孔目官という下級幕職の系列は、藩政の細々とした實務・現業に携わる事務職、すなわちありようとしては吏職に他ならず、いずれ朝官を目指す俊英が辟召され、「幕賓」「賓僚」として禮遇され

る上級幕職官とは明らかに一線を畫す、質的に異なる存在であったことが見て取れよう。『千唐』一一四一「唐故河南府河南縣令賜緋魚袋弘農楊公墓誌銘幷序」大中十二年（八五八）に、

河南縣令を擢授さる。故事、□姓を以て軍に入りて便ち軍吏と爲る者有り。上官特に庇すれば、牧宰、之を追ふこと能はず。公、下車捜訪して悉く鄉□□□に補す。

なる記載が見える。肝腎な箇所が判讀不能であるが、「□姓」「鄉□□□」といった字から推せば、これは在地の豪民（「豪姓」？）が影占して「軍吏」となっていたのを排除して、かわりに鄉村の諸色職掌人（里正・村正）などに充てたものと讀めるようである。(63) 而してここにいう「軍吏」とは、押衙や討擊使といった軍職の他、驅使官や要籍のような下級幕職官をも含めての稱謂なのではあるまいか。

さて、ここで注目されるのは、前揭「何載墓誌」の何載が、州參軍や縣令などの州縣官から節度要籍となり、『京畿冢墓遺文』中「大唐故同經略副使承務郎滄州魯城縣令劉公墓誌銘幷序」貞元二十一年（八〇五）の墓主劉談が、驅使官→滄州魯城縣丞→孔目判官→作坊將→臨津縣丞→魯城縣令→同經略副使兼都知兵馬使押牙の如く歷任し、『古誌石華』一五「唐莫州唐興軍都虞候兼押衙試鴻臚卿鄭府君墓誌銘」貞元十九年（八〇三）の墓主で「孝廉に鄉擧され弱冠にして從事す」と稱される鄭玉が、「權充本州孔目判官」→唐興軍左虞候→「累有拜遷、……職竟都虞候」の如く轉遷していることであり、これは一般府州の——すなわち畿尉の如きエリート・ポストにあらざる——州縣官・下級幕職官・軍職の三者が互いに通底する存在であったことを示している。附言すれば、前揭の「李君墓誌」の墓主節度要籍李某の祖榮皓は「衙前兵馬使」、長子敬劍は「衙前子弟」、夫人劉氏の父倫は「節度衙前討擊副使」と記され、深州下博縣尉畢某の子岑は義武節度逐要であった（『匯編（洛陽一三）』三頁「畢氏妻趙氏墓誌」元和五年＝八一〇）ように、この三者は父子・姻戚の關係においてもしばしばあらわれる。これもまた、この三者が唐後半期の官僚機構のヒエラルヒーにおいて同一の層次に屬するものであったことを示していよう。(64) また、この李某一族や前揭の申屠彰・珪父子がいずれも同一藩鎭下において下級幕職や軍職に就い

ていること、或は李某が三十一年の長きに亙って振武軍藩鎮内で下級幕職を轉遷している如く、前掲の劉談が「弱冠の歳……公門に從事」して驅使官を授けられてより五十四歳で沒するまで、終始滄景横海軍藩鎮内で州縣官・下級幕職・軍職を轉遷し、同様に何載が「強仕」すなわち四十にして景州參軍となってより六十七歳で沒するまでやはり横海軍藩鎮内で州縣官・下級幕職を歴任していることからすれば、これらの職がいわば「土着的」性格を帯していたことを窺うことが出來よう。それは、上級幕職官が多薦によって朝官に榮轉したり、府主の轉任に「元從」して他藩に轉任したりと、(65)いわば〝腰掛け〟的に幕府に在職するのとは對照的なありようであったといえる。

ここにおいて、唐後半期の藩鎮における幕職スタッフの全體像がようやく浮かび上がってきたようである。すなわちそれは、「幕賓」「賓僚」と稱される判官・掌書記・推官・支使・巡官の系列の上級幕職官と、繁細な日常事務を事とする孔目官・逐要・要籍・驅使官の系列の下級幕職官の二層構造をなしており、兩者の間には明らかな位相の差が存したと考えられる。前者は唐朝の中央官制と緊密にリンクされ、朝廷の清要官へとつながる昇達の一ステップをなしていたのに對し、後者は「ノン・キャリア」とも稱すべき下級職員にして土着的存在であり、一部の軍職や下層の州縣官とも通底する存在であった。そして、いわゆる在地「新興層」の權力機構への參入は、唐後半期の段階においては專ら後者を舞臺として展開されていたと考えられるのである。

おわりに

博陵の崔咸は「少くして林壑の志有り。……尤も篇詠に長じ、飲酒を好む。風月の毎に孤り靜かに吟嘯して時を移す。多く悽愴流涕、酷酔に至れば則ち已む」という人物であったが、鄭餘慶・李夷簡らの名臣は「皆な幕中に辟して奉ずること師友の如」くであったという（宋本『册府元龜』七二九　幕府部・辟署四）。また牛僧孺に辟されて淮南揚州にあった杜牧が「供職の外、唯だ宴遊を以て事と爲し」、放蕩の限りを盡くしてなお、その才を愛した僧孺の手厚い庇護の下に置かれて

いたことは知られた話柄に屬す（『太平廣記』二七三「杜牧」。出『唐闕史』）。これらのエピソードが端的に示すのは、藩鎭の幕中において、或は藩鎭辟召制という政治的かつパーソナルな關係において、如何なる價値が尊重されたかということであろう。それは詩賦や四六文に表象される「文學」の才なのであり、或はこれに博く典故を踏まえる儒學を基幹とした教養・學識を加えてもよいが、いずれにせよ、すぐれて文化的價値なのであった。實際、様々な奏文・書狀の起草や、朝廷や他藩からの使節を迎えての詩の應酬など、藩鎭の日常において「文學」は少なからぬ意義を擔っていたのであり、これらに加えて、府中公私の宴席における詩の唱和や、そこに結ばれる文人相互の交友が、藩鎭をして豐かな文學的生産の場となさしめていたことは、戴偉華氏が詳細に論じた通りである(66)。

ここにおいて、當時の經濟的覇者として勃興しつつある「新興層」が、ただちに藩鎭辟召制を階梯として唐後半期の中央官界に勇躍進出を果たしたという理解は、聊か素朴に過ぎると言わねばならぬであろう。この點において、P＝ブルデューの再生産論(67)を唐後半期――或は帝政中國期(68)――の政治＝社會構造の解明のための一つ作業假説として導入することに魅力を感じる。ブルデュー再生産論の根幹は、從來の「階級」概念の主軸をなす「經濟資本」のみならず、「文化資本」「社會關係資本」といった要素が、エリート階層の再生産に多大の（むしろ「經濟資本」以上の）役割を果たすというものである。兩京への集住の進行により在地的經濟的基盤からの遊離を強め、九品官人法の喪失により、その政治上の特權も既に自明のものではなくなった唐代の貴族にとって、「文學」や禮教という「文化資本」と、身分的內婚制の堅持(69)という「婚姻戰略」や代々の官界における交往によって培った「社會關係資本」こそが、自らを鎧うべき最後の牙城であった。しかし唐代、特に後半期の貴族層は、元來出自を問わず賢才を擧げることを目的とした科擧を奇貨として、そこにおいて基準的價値とされた「文學」を、自らを他者と〝差別化（ディスタンクシオン）〟する表象として逆手に取り(70)、官界における目ざましい勢力奪回を成就していった。そしてこれに追風を與えたものは、事前運動や請託が半ば公然と行われていた唐代科擧の特質であり、ここにおいて貴族層の保持する「社會關係資本」は、その威力を存分に發揮したに違いない。まさしく礪波護氏の言

うように「(唐代の科擧は)新しい官僚を生みだすよりは、衰退におもむかんとする舊貴族層の補強工作であるかのごとき様相を呈した」のである。とすれば、藩鎮辟召制もまた、貴族層にとり、自らの政治的エリートとしての地位を再生産するシステムとして幸便に機能したのではないだろうか。藩鎮幕職官は、エリート・コースとしての官途の上からも、そこで重んじられた「文學」的價値の上からも、まさしく科擧の延長線上に位置づけられるものであり、その辟召の場においては、かかる「文化的資本」と並んで様々な縁故「關節」なる「社會關係資本」が強力に作用したことは既に見た通りである。

かくして唐後半期においては、科擧と藩鎮辟召制をいわば車の兩輪として、貴族層が官界中樞において覇權を回復するという、一種畸形的な狀況が現出した。唐末もすでに中和元年(八八一)、黄巢の亂が猖獗を極める中、宰相から河東節度使に出鎮した鄭從讜は、その幕僚として兵部員外郎・史館修撰劉崇龜、前司勳員外郎・史館修撰趙崇、長安令王調、前左拾遺李渥ら時の名士を辟して「開幕の盛、一時に冠たり。中朝の瞻望せる者、太原を目して小朝廷と爲す」と稱され(宋本『册府元龜』七二九　幕府部・辟署四)、文德元年(八八八)、西川節度使韋昭度が行營招討使となり(71)、山南西道節度使楊守亮を副使、東川節度使顧彦朗を行軍司馬として、成都に據る陳敬瑄を討った際、なお「三府各々幕寮を署するに皆な是れ朝達の子弟」という有樣であったという(『太平廣記』二六六「王先主遭輕薄」。出『北夢瑣言』)。これらのエピソードは、唐後半期の藩鎮辟召制を風靡していた「貴族主義」を度し難いまでに示しているが、しかしそれも、朝廷の正員官を求心力の核とする官僚制システムと、「文學」という價値基準に正統性の裏打ちを與えていた唐朝という存在があったればこその話である。とすれば、唐朝朝廷とその官僚制機構の崩壊とともに、かかる「貴族主義」とその政治的覇權は、さながら貴族制社會の最後の殘照であるかのように、はかなく消え去る運命にあった。行營都指揮使に任じられた「賊王八」王建とその麾下のむくつけき風體を嗤ったという「朝達の子弟」なる幕僚は、既にしてアナクロニズムという他なかったのである。そのアナクロニズムは、やがて三川の覇者となった王建による彼らの鏖殺という形で、容赦なく粉砕されることにな

ろう。かくして唐極末～五代以降、かかる「朝達の子弟」なる「輕薄の幙寮」が完全に舞臺より退場してのち、眞に宋代士大夫階級の前身となるべき「新興層」の進出という、藩鎭辟召制の第二の幕が開くことになる。(72)

註

(1) 礪波護「中世貴族制の崩壞と辟召制—牛李の黨爭を手がかりに—」(一九六二→同『唐代政治社會史研究』同朋舍、一九八六)。引用は同書七三・七四頁。また同書所收の「唐末五代の變革と官僚制」(一九六四→)、愛宕元「唐代後半における社會變質の一考察」(『東方學報(京都)』四二、一九七一)、「唐代の鄕貢進士と鄕貢明經」(『東方學報(京都)』四五、一九七三)も參照。

(2) 例えば、藩鎭を地方行政再編の受け皿や、地方支配維持のための中央と地方を結ぶ結節點として積極的に利用する政策が進められていたことを論じた、鄭炳俊「唐後半期の地方行政體系について」(『東洋史研究』五一—三、一九九二)、「唐代の觀察處置使について」(『史林』七七—五、一九九四)、また中砂明德「後期唐朝の江淮支配—元和時代の一側面—」(『東洋史研究』四七—一、一九八八)も參照。

(3) 拙稿「中晩唐期における官人の幕職官入仕とその背景」(松本肇・川合康三編『中唐文學の視角』創文社、一九九八)。また松浦典弘「唐代後半期の人事における幕職官の位置」(『古代文化』五〇—一一、一九九八)も參照。

(4) 封演『封氏聞見記』三 制科(王讜『唐語林』八)。「八儁」は「進士→校書郎→畿尉→監察御史→拾遺→員外郎→中書舍人→中書侍郎」、それに次ぐとされるのは「制科→正字→京尉(畿丞)→殿中侍御史→補闕→郎中→給事中→中書令」。

(5)(6) 前註(3)拙稿・三五九頁參照。

(7) 「循資格」については、鳥谷弘昭「裴光庭の『循資格』について」(『立正史學』四七、一九八〇)、槻木正「博學宏詞科・書判拔萃科の實施について—『循資格』を手懸りとして—」(『關西大學法學論集』三七—四、一九八七)など參照。

(8) 礪波護「唐代使院の僚佐と辟召制」(一九七三→礪波前註(1)書)など參照。

(9) 『唐會要』六二 御史臺下・雜錄に「貞元十二年十月、御史臺奏。伏準貞元二年班序敕、諸使下三院御史、有本官是常參官兼者、卽入本官班。如內供奉・裏行、卽入御史班。緣使下御史稍多、近例並不在內供奉班內。臣等參詳、伏請自今已後、請使下御史內供奉者、入門日、並依宣德殿前班位、次員外郎之後、在正臺監察御史之上、便爲常式、庶叶通規。敕旨、依奏」とあり、幕職官など使下の官が(入朝して)朝會に參する時は、まさしく正員の常參官乃至御史などに準ずる扱いを受けていたことを示す。

(10) 天津古籍出版社、一九九一～九二。以下『匯編』と略稱。

(11) 檢校・兼・試の臺省官の改轉は、「三週年」(『唐會要』七八 諸使雜錄上、貞元十六年十二月敕)、「三考」(同八一 考上、元和二年五月の中書門下の上言)、「三十箇月」(同七八 諸使雜錄上、元和七年七月敕)などと見える。

(12) 『唐會要』七八 諸使雜錄上、貞元四年二月敕に「諸道幕府判官及諸軍將、比奏改官、例多超越」、宋本『冊府元龜』六三一 銓選部・條制三、大和元年九月に「貞元・元和閒、使府奏職、至侍御史然後兼省官。……請自侍御史後、年月足後、更始與省官」という。

(13) 清官については、『舊唐書』四二 職官志、『唐六典』二 吏部郎中條を參照。

(14) ちなみに前揭一覽表所揭の淮南・浙西兩藩鎭の幕職官のうち、檢校・兼・試官が判明する者についてまとめると以下の如くである。校書郎8、著作郎1、監察御使14、殿中侍御史20、「侍御」(監察または殿中侍御史)10、侍御史15、御史中丞2、御史大夫1、尙書員外郎14、郎中8、大理評事17、大理司直3、太常奉禮郎1、太常協律郎4、太常博士1、太府卿1、殿中監1、國子助敎1、太子司議郎1、府錄事參軍1、「衙佐」1、以上である。なお傍線は「淸官」「淸望官」(三品以上)、他に「八儁」劈頭の校書郎と大理評事(『唐語林』五「幾尉有六道」)にもエリート性が明らかに看取されよう。

(15) 『通典』一五 選擧三、歷代制下、『唐會要』八二 冬薦、前註(3)拙稿參照。

(16) 藩帥にこのような薦擧の權を與えたのは、代・德兩朝における「姑息」政策が影響しているかも知れない。『太平廣記』一五一「李稜」(出『續定命錄』)は、河中節度使渾瑊に辟召された貞元二年の進士李稜が、自分の本意は藍田尉を得ることであり、「使衙に據らば合に幾尉を得るべし。考秩淺しと雖も、如し公の勳望崇重もて特に某が爲め奏請せば、必ず諧はん」と、規定を越えて幾尉を得るべく藩帥の表薦を求めたことを記す。

(17) 『唐會要』七五 選部下・雜處置に「(貞元)九年十二月制。自今已後、應諸色使行軍司馬・判官・書記・參謀・支使・推官等使罷者、如是檢校・試五品已上、不合于吏部選集、並任淮罷使郎官・御史例、冬季聞奏」とあり、宋本『冊府元龜』六三一 銓選部・條制三、元和二年五月の中書門下の奏に「其罷使郎官・御史、任依舊冬薦。其諸道應須薦送人等、自今已後、諸郎官・御史者、便及時限、同爲冬薦」とあって、元來「冬薦」が適用される者は原則「檢校・試五品已上」の官資を有する者であったが、六品以下でも「郎官・御史」を帶する者は、恐らく「罷使郎官」(臨時に郎官・御史の官銜を與えられて地方監察任務に出使した官人(=出使郎官・御史)の任務終了した者)に準ずる形で冬薦の對象とされたと考えられる。

(18) 原文及び『舊唐書』一六三は「弘正」とするが、『新唐書』七三上・一七七などに見える「弘止」が正しいようである。『通鑑』二四〇 會昌六年八月條「考異」參照。

(19) 「判官」は、掌書記や觀察支使などと並ぶ幕職官の職名の一つであると同時に、幕職官全般の汎稱としても用いられ

た。嚴耕望「唐代方鎭使府僚佐考」(『唐史研究叢考』香港・新亞研究所、一九六九)一八七頁以下參照。

(20) 見任郎官・御史の辟召については、貞元二年(『唐會要』五四 中書省)以來、大和二年(同七九 諸使雜錄下)・開成二年(同前)と度重なる禁令が出されているが、こうした重申規定の存在自體、かえってかかる規定が遵守されていなかったことを物語る。

(21) 『唐會要』七九 諸使雜錄下、開成三年四月の中書門下の奏など。

(22) 『新唐書』四八 百官志は「朝會、則率其屬正百官之班序、遲明列於兩觀。監察御史二人押班、侍御史顯擧不如法者」というが、『唐國史補』下「御史臺故事」は「大朝會則監察押班、常參則殿中知班、入閤則侍御史監奏」と記す。

(23) 前註(17)所揭史料に見るように、藩鎭幕職官には、彼らがしばしばそれに準ずるものとしての扱いを受けた「出使御史・郎官」のイメージが附帶されていた如くである。

(24) 『舊唐書』一一二 李錡傳。

(25) 『文苑英華』七九五 沈亞之「李紳傳」。

(26) 元和初年に唐朝に拒命・討平された昭義節度使盧從史の掌書記であった孔戡についても「每秉筆至不軌之言、極諫以爲不可。從史怒。戡歲餘謝病歸洛陽」(『舊唐書』一五四 同傳)という記事を傳える。

(27) 松井秀一「唐代後半期の江淮について—江賊及び康全泰・裘甫の叛亂を中心として—」(『史學雜誌』六六—二、一九五七)など。

(28)(29) 『新唐書』は兵志もそうであるが、軍事制度の記述(特に令外の制に關わる部分)については多くの誤謬を含む(唐長孺『唐書兵志箋正』參照)。嚴前註(19)論文も、折角各幕職の職掌を丹念に追求しながら、兩者を辨別せず、平面的な列擧に終わっている。なお『通典』三二 職官一四は、節度使の僚佐として副使・行軍司馬・判官2・掌書記・參謀1～2・隨軍4の11乃至12員のみを擧げ、流石にこの種の謬見には陷っていない。

(30) 『唐會要』八一 考上、元和二年五月の中書門下の上言に「諸道及諸司副使・行軍司馬・判官・參謀・掌書記・支使・推官・巡官等、有敕充職掌、帶檢校五品官以上官及臺省官・三考與改轉」といい、全く同じ幕職官の範圍を記す。なお**表1**に行軍司馬と參謀が見えないのは、これらの幕職が「冗長」として開成四年(八三九)六月に廢止されているからである(『唐會要』七九 諸使雜錄下)。

(31) 例えば『通鑑』二二六 建中二年正月戊辰條に見える成德軍下の「孔目官胡震」を『舊唐書』一八七下 邵眞傳は「孔目吏胡震」とする。

(32) 『文苑英華』八〇六 蔡詞立「虔州孔目院食堂記」咸通十三年(八七二)に「……所以因食而集、評議公事者也。繇是凡在厥位、得不遵禮法、擧職司、事有疑、獄有冤、化未洽、弊未去、有善未彰、有惡未除、皆得以議之、然後可以聞於太守矣」云々という。

(33) 『唐會要』七九 諸使雜錄下、開成四年六月の中書門下の奏は「諸道節度使參佐、自副使至巡官、共七員」と記し、

『文苑英華』七八三　符載「劍南西川幕府諸公寫眞讚并序」貞元四年（七八八）は、職事官（檢校・兼・試官）を帶びる幕僚11名を擧げ、『八瓊室金石補正』六八「諸葛武侯祠堂碑」碑陰記（元和四年＝八〇九）は、西川節度使下の幕僚として行軍司馬・營田副使・觀察判官・支度判官・節度掌書記・觀察支使・觀察推官・節度推官・節度巡官の9名が名を連ね、同「楊嗣復等祠祭題名幷詩」開成二年（八三七）は、節度判官・觀察支使・節度掌書記・節度推官・節度參謀・攝按撫巡官の6名を記す。また『金石萃編』一〇七「使院新修石幢記」元和十二年（八一七）は、徐州武寧軍節度使下の幕僚として攝節度副使・行軍司馬・攝營田副使・節度判官・觀察判□・支度□□□營田判官2・節度參謀・節度掌書記2・觀察推官2・攝觀察推官・節度巡官・攝節度巡官・□□巡官・攝支度巡官・營田巡官攝支度巡官の計18名を列記し、『八瓊室金石補正』六五「慶唐觀李寰謁眞廟題記」長慶三年（八二三）は、晉慈等州都團練觀察使下の幕僚として觀察判官・觀察支使・觀察推官・攝團練判官・攝觀察推官・攝觀察巡官2の計7名を列記する。西川の場合はこれが幕職官の全容でない可能性があるが、いずれも12名の舊定員の枠内である。武寧は8名の舊定員に對し10名の超過、晉慈は5名の舊定員に對し2名の超過である。特に武寧の場合、これが幕職官の全容かつほぼ最大限に膨張した狀態を示すと思われるが、それでも十數名というレヴェルである。なお、開成二年題名時の西川節度使楊嗣復が入相後、藩鎭使府屬僚削減の建言を行っている（『新唐書』一七四　楊嗣復傳）ことは、礪波前註(8)論文が指摘するように興味深い。

(34)　郇寧節度使高霞寓は「勳業を以て邊に臨むに、府幕を重からしめんと欲して」藍田尉であった俊才呂讓を掌書記に辟召しており（『匯編（洛陽一四）』五四頁「呂讓墓誌」大中十年＝八五六）、「反側」諸藩においても、成德節度使王武俊が名士竇常を辟召しようとし（楮藏言『寶氏聯珠集』）、淮西節度使吳少陽が著名な文人吳武陵を辟召しようとした（『新唐書』二〇三　吳武陵傳）などの話が傳えられる。なお拙稿「滎陽鄭氏襄城公房一支と成德軍藩鎭―河朔三鎭の幕職官をめぐる一考察―」（『吉田寅先生古稀記念　アジア史論集』東京法令、一九九七）參照。

(35)　「土豪」などと表現される該時期の「新興層」を單に「大土地所有者」というのではなく、表裏さまざまな流通經濟に積極的に關與した「複合的經營者階層」として把えるのが近年有力な見解である。大澤正昭「唐末・五代『土豪』論」（『上智史學』三七、一九九二）、「唐末・五代の在地有力者について」（『柳田節子先生古稀記念　中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三）など參照。

(36)　「影占（影庇）」については、松井前註(27)論文、谷川道雄「唐代の藩鎭について―浙西の場合―」（『史林』三五―三、一九五二）など參照。

(37)　杜牧『樊川文集』一〇「淮南監軍使院廳壁記」に「來罷宰相、去登宰相」と言う。

(38)　戴偉華『唐方鎭文職僚佐考』（天津古籍出版社、一九九四）。同書は全土の藩鎭について、それぞれの幕職官就任者

を各種史料からピック・アップしたもの。但し墓誌・石刻史料を中心になお補訂の餘地があるようである。

(39) Twitchett, Denis "Chinese Social History from Seventh to Tenth Centuries", *Past and Present* 35, 1966. idem. "The Composition of the T'ang Ruling Class", in A. Wright & D. Twitchett (eds.) *Perspectives on the T'ang*, Yale Univ. Press, 1973. 吉岡眞「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」(『史學研究』一五三、一九八一)、「隋・唐前期における支配階層」(『史學研究』一五五、一九八二)。

(40) これら郡望表類については、池田溫「唐代の郡望表(上)(下)」(『東洋學報』四二―三・四、一九五九・六〇)、仁井田陞「敦煌發見の天下姓望氏族譜」(一九五八→同『中國法制史研究　奴隷農奴法・家族村落法』東大出版會、一九六二)など參照。

(41) 但し、前代以來ほぼ「貴族」の家柄として社會的に認知されていたと見なし得る昌黎韓氏・遼東李氏(『新唐書』七三上・七二上)を「郡姓」に加える修正を行っている。昌黎韓氏は、二代續けて宰相を祖・父にもつ韓皐が順宗朝の王叔文一黨に對し「吾れ新貴に事ふる能はず」と放言したエピソード(『舊唐書』一二九)や潁川系韓氏出身の韓愈が昌黎韓氏を「冒稱」したこと(竹田龍兒「唐代士人の郡望について」『史學』二四―四、一九五一など)を參照。遼東李氏は西魏八柱國の一員たる關隴系の高門である。

(42) 『東方學報(京都)』一三―四、一九四三。

(43) 唐代の行卷の習については程千帆『唐代進士行卷與文學』(上海古籍出版社、一九八〇。松岡榮志・町田隆吉譯『唐代の科學と文學』凱風社、一九八六)參照。

(44) 『唐摭言』六、開元中の太子校書郎王冷然の上書に「今之得擧者、不以親則以勢、不以賄則以交。……其不得擧者、無媒無黨、有行有才、處卑位之閒、仄陋之下」という。「關節」は現代中國語にいう *guanjie* であるが、『唐國史補』下「敍進士科擧」に「造請權要、謂之關節」という。

(45) 礪波護「貴族の時代から士大夫の時代へ」(一九六八→同『唐の行政機構と官僚』中公文庫、一九九八)五八頁。

(46) 拙稿「中唐期における『門閥』貴族官僚の動向―中央樞要官の人的構成を中心に―」(『柳田節子先生古稀記念　中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三)。

(47) 湯承業『李德裕研究』(臺灣・學生書局、一九七四)、王炎平『牛李黨爭』(西北大學出版社、一九九六)など。

(48) 『唐語林』三、賞譽。

(49) 『千唐誌齋藏誌』(文物出版社、一九八四。以下『千唐』と略稱。)一〇一三「前河南府福昌縣丞隴西李君故夫人廣平劉氏墓誌銘并敍」(元和十三年＝八一八)。撰者劉三復は墓主夫人の「從姪」と稱すが、とすれば唐初の宰相劉祥道・景先や中唐の宰相劉從一を輩出した廣平劉氏の一族ということになる。

(50) 計有功『唐詩紀事』六七。なお『唐語林』七　補遺も參照。

(51) 『新唐書』一二四下　高駢傳。

(52) 山根直生「唐末における藩鎮體制の變容—淮南節度使を事例として—」(『史學研究』二二八、二〇〇〇)。

(53) 『唐會要』七九 諸使雜錄下、會昌五年六月の敕に「諸道所奏幕府及州縣官、近日多鄉貢進士奏請。此事已曾釐革、不合因循。且無出身何名入仕。自今以後、不得更許如此、仍永爲定例」とある。ここに見られる鄉貢進士或は鄉貢明經(＝禮部試落第者)の藩鎮への辟召は、愛宕前註(1)一九七三論文が強調する如く、確かに唐後半期における一つの新しい趨勢であるに違いない。そのことを決して否定するものではないが、しかし、これまで見てきた上級幕職官に限った場合、事態は果たしてどうだったであろうか。右の敕文には「幕府及び州縣官」とあるが、Ⅳ節で後述するように、在地「新興層」の進出の舞臺は、州縣官と下級幕職官であったと考えられるのである。例えば愛宕氏が鄉貢進士の藩鎮辟召の典型例として擧げられた魏邈の例(『金石續編』九「大唐故宣州司功參軍魏府君墓誌銘」元和十年)は河陽節度使下「懷州參軍」への辟召であり、李商隱『樊南文集補編』八(『全唐文』七七八)「爲滎陽公桂州署防禦等官牒」に見える鄉貢明經陶褾は「要籍」という吏職的な下級幕職官(後述)への辟召であった。

(54) 淮南・浙西藩鎮の幕職官における進士出身者の比率の高さは前節で述べた通りであるが、王德權「中晩唐使府僚佐昇遷之研究」(『國立中正大學學報』五—一、一九九四)は、出身途徑が判明する幕職官五九四名中、三〇九名が進士出身であることを指摘する。

(55) 李獻奇・郭引強編、文物出版社、一九九六。

(56) 「平判入等」は通常、吏部銓選の身・言・書・判の判において優秀な成績を收めたものと解される(市原亨吉「唐代の〝判〟について」『東方學報(京都)』三三、一九六三)。

(57) 前田愛子「中國の婚姻—唐代の通婚制限に關する律令をめぐって—」(『東アジア世界における日本古代史講座(一〇)』學生社、一九八四)。

(58) 竇申は「疏屬」と稱されるが、なお竇參の親信を蒙っている(同傳)。竇參をめぐっては、拙稿「唐の小說『上清傳』と德宗貞元年間における竇參—陸贄の抗爭について」(『史峯』二、一九八九)參照。また『唐語林』七 補遺は「令狐綯以姓氏少、宗族歸投者、多慰薦之。繇是遠近趨走、至有胡氏添令者。進士溫庭筠戲爲詞曰、自從元老登庸後、天下諸胡悉帶令」というエピソードを傳える。當時において「同宗」なるコネクションの果たした役割を考える上で興味深い。

(59) 一方『唐語林』三 賞譽が傳える、河中節度使鄭光の掌書記田詢なる者が起草した上表文が宣宗の激賞する所となり、敕命により翰林學士に拔擢されようとしたが、「論ずる者以て進士に由らずと爲し、又た寒士なれば引援する無く、遂に止む」というエピソードは、まさしく進士というキャリアもなく、官界に何らの緣故關節もなかった「寒士」の悲運を示して餘りあろう。

(60) 載の曾祖察は汝州郟城令、祖遇は博州錄事參軍と傳えるが、父仙雲は「不仕」という。

(61) 『金石續編』一二に收める著名な「韋君靖建永昌寨記」乾

寧二年（八九五）の軍曹司孔目院の列に、「廳頭開拆書狀孔目官」「書狀孔目官」などの職名が見える。なお、申屠軫・珪父子や後掲の「李君墓誌」の李某が試左武衛兵曹參軍を授けられているように、こうした下級幕職官にも職事官が奏請されることも多かったと考えられる。但し、前述の如く、檢校・兼・試官の改轉規定の條文には下級幕職官の名はついぞ見えないように、これらの職事官は軍將に濫授されたそれと同樣、ほぼ恩典・嘉賞としての意味を出るものではなかったと考えられる。

(62) 韓公明の名が見えるのは大般若經・卷四七一の末尾で、「涿州刺史……史再新」による卷四七一卷頭と「幽州盧龍節度使……張元伸」による卷四七二の間に挾まれている。史再新は節度使元忠（在任八三四～四一）の一族と考えられ、張允伸の在任は八五〇年からなので、おおよその年代は推測出來る。

(63) 鄉村の諸色職掌人については船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」（『文化』三一―三、一九六八）など參照。なお當墓誌の墓主の名は、父祖や歷官、夫人の墓誌（『千唐』一〇七九）などにより「牟」であることが判明する。

(64) 前述の「邢通及夫人龐氏合祔誌」の墓主通の次子忠汴は「北山場採斫務判官」、三子忠收は「左奉勝將押官□七城稅務公事」という。この忠汴は『匯編（河北）』一三九頁「邢汴及夫人周氏合葬墓誌」天祐十年（後梁・乾化三年＝九一三）の墓主邢汴と考えられるが、同誌によれば、汴は「鎭府逐要兼山場務判官」→「山場將」→尋加「經略副使」→「山場務都知官」→「深州饒陽鎭遏兵馬使」→加「衙前兵馬使」の如く昇遷している。また汴の次子震は「節度監使官兼都鹽倉專知官」、三子輩は「使院監使官知職員事」という。

(65) 李德裕の三度の浙西在任の都度「皆な之に從ひ」、また「德裕に從ひて滑臺・西蜀・揚州を歷」した劉三復（『舊唐書』一七七 劉鄴傳）等々、その例は枚擧に暇がない。

(66) 戴偉華『唐代幕府與文學』（現代出版社、一九九〇）、『唐代使府與文學研究』（廣西師範大學出版社、一九九七）。

(67) ピエール＝ブルデュー（石井洋二郎譯）『ディスタンクシオン（Ⅰ）（Ⅱ）』（藤原書店、一九九〇）。その「ハビトゥス」「ディスタンクシオン」「文化資本」などの概念については、石井洋二郎『差異と欲望』（藤原書店、一九九三）、宮島喬『文化的再生產の社會學』（藤原書店、一九九四）も參照。

(68) ブルデュー再生產論の中國史への導入の試みは、明清史におけるB＝エルマンの「再生產裝置としての明清期の科擧」（『思想』八一〇、一九九一）をはじめ、「ネットワーク」をキイ概念として宋代の科擧―官僚制を俯瞰する平田茂樹氏の試み（「宋代の朋黨形成の契機について」『宋代社會のネットワーク』汲古書院、一九九八）や、漢魏交替期における「名士」層の存立基盤を文化的諸價値の專有に求める渡邊義浩氏の議論（「三國時代における『文學』の政治的宣揚」『東洋史研究』五四―三、一九九五）などにその影響を見ることが出來る。特に渡邊氏の議論からは、文化的諸價値の專有こそが「貴族」の社會的身分を本源的に規定して行くものであ

ったことが展望され、大變興味深い。

(69) 唐後半期の貴族が身分的内婚制をなお強固に保持していたことは、愛宕元「唐代范陽盧氏研究」(『中國貴族制社會の研究』京大人文研、一九八七)など參照。

(70) 『舊唐書』一九〇下　文苑傳下に立傳される劉賓は、「博學にして善く文を屬し」、進士登第の後、大和二年(八二八)の制科において烈々たる宦官指彈の策文を提出して一朝を唸らしめた人物である。この劉賓を「令狐楚の興元に在り、牛僧孺の襄陽に在るや、辟して從事と爲し、待すること師友の如し」くであったという。前の崔咸の場合もそうであるが、このように府主と幕僚の間にしばしば「師友」と稱されるような關係が成立し得たのは、畢竟、兩者の間に、ともに同じ文化的價値を體現し共有するというシンパシーが存していたからであろう。このような文化的指標(及びその歴史的凝縮としての身分的指標＝〝貴族〟)によって他者を〝差別化(ディスタンクシオン)〟する認識乃至〝空氣〟が支配していた場としての藩鎭幕職官辟召制を考えてみたいのである。或はかく考えて初めて、何故この時期に府主が幕職官を「幕賓」「賓僚」として禮遇を盡くすという一見アナクロニズムのようなことが起きたのかを、理解することが出來るのではないだろうか。

(71) 『通鑑』二五七　文德元年十二月丁亥條。

(72) その典型が、幽州節度使劉守光の曹官(參軍)から河東節度巡官として官界に步を踏み出したかの馮道であり(『舊五代史』一二六『新五代史』五四　同傳)、同じく成德軍節度使下の幕職官から身を起こして行った北宋の名臣韓琦の祖先であろう(琦の五代の祖韓父賓が節度判官・掌書記、その長子定辭が觀察判官、次子昌辭が眞定府鼓城令、昌辭の子璆が廣晉府永濟令、その子構が知康州、琦の父國華が宋初に進士合格と傳える。韓琦『安陽集』四六「重修五代祖塋域記」、『宋史』二七七　韓國華傳)。

(補註) 拙稿「唐代藩鎭における下級幕職官について」(『中國史學』一一、二〇〇一、豫定)。

government hierarchy was established following the Warring States period. The aim of the policy of recognizing merit 尙賢 was to establish a bureaucratic base for the newly rising forces as a counter weight to the power of the clans and to confirm the status of those forces. Official posts were prized as evidence of ability, which along with aristocratic ranks, came to recognized as indicators of status. When it came to supposing how exalted one might be on the basis of one's office, the Ministers were placed at the top of the bureaucratic hierarchy.

Consistent with the flow of the times, Wei Ran 魏冉 built his monopoly of power as Xiang-bang in Qin. The cause of his rise was to be found in his maternal relations with the throne. Because Qin military supremacy was established during the regime of Wei Ran, diplomatic relations were of diminished importance and the functions of the Xiang-bang were transformed, becoming the base from which his exclusive authority was built up. Lü Bu-wei 呂不韋, who had no blood relation to the sovereign at all, was able to attain further authority by establishing a fictive relationship. The traditional importance placed on the influence on blood relations and noble status retained since the Spring and Autumn period is seen therein.

A RE-EXAMINATION OF THE RECRUITING SYSTEM IN PROVINCIAL COMMANDS IN THE LATE TANG: FOCUSING ON THE COMPOSITION OF PERSONNEL IN ANCILLARY POSTS IN HUAINAN 淮南 AND ZHEXI 浙西

WATANABE Takashi

The role of the recruiting system 辟召 in the provincial commands 藩鎭 during theTang has heretofore been seen in terms of theories of Tang-Song transformation, emphasizing its function as providing a foothold on the bureaucratic ladder for the so-called class of newly risen regional gentry. In short, these theories generally judge the system's historical

significance as having an effect antithethical to the aristocratic system. However, successive revelations of records of tomb inscriptions made public in recent years have provided much new data concerning ancillary posts 幕職. And as a result, it has become clear that the ancillary posts in the provincial commands were intricately and intimately linked to the Tang central bureaucracy and that they functioned as a universal path of advancement in the bureaucracy, and even as a path that might hasten one advance into the elite.

Based on the above, and through an analysis of class background of the appointees to ancillary posts in the two provincial commands of the Jianghuai region, i. e., Huainan and Zhexi, the area of greatest economic expansion at the time (where it is thought the growth of the newly risen regional gentry was most conspicuous), this article aims to explore which class appeared on the new stage in the ancillary posts in the provincial commands and to reexamine the received wisdom regarding the recruitment system in the provincial commands.

The following points have been made clear by this analysis.

1) In both provincial commands, among those who could be identified as having been posted in ancillary offices, over 40 percent came from families that could identified as menfa 門閥, families that had been of highest status since the period of Northern and Southern Dynasties. And if the jun xing 郡姓, the class of local nobility, is added, then the total of aristocratic origins rises to 60 percent.

2) The above situation concords perfectly with the situation marked by the conspicuous revival of the hegemony of the class of elite families in the central bureaucracy begun in mid-Tang and the privileged position of the nobility within the system of recruitment by examination.

3) The conventional understanding of the significance of the ancillary posts in provincial commands, that they were upper-ranking ancillary posts servings as a ladder for the advancement for the newly risen local gentry, should be revised. It seems that the posts which served as the stage on which this class was to make its advance were set on a lower plane; and that the posts were menial ones in regional government, military postings in the provincial commands, and functionary-level lower-ranking ancillary posts, which must be distinguished from the upper-ranking ancillary posts.